

2022年合格目標 TAC公務員講座

憲法

講義ノート & V 問題集

第1～2回【憲法①②】

体験入学用抜粋版

【ご案内】

当教材は、体験入学用の抜粋版で、**憲法の第1～2回講義** 該当範囲の内容を抜粋した
ものとなっております。

※V 問題集は①～②回の問題と正解番号を掲載しています。

講義進度表

回	項目	講義内容
1	憲法総論 基本的人権Ⅰ	1. 憲法の基本原理 2. 憲法の分類 3. 基本的人権の原理 4. 基本的人権の限界① (公共の福祉・二重の基準)
2	基本的人権Ⅱ	1. 基本的人権の限界② (特別権力関係・私人間効力) 2. 幸福追求権 3. 法の下での平等
3	基本的人権Ⅲ	1. 思想良心の自由 2. 信教の自由 3. 学問の自由 4. 表現の自由①
4	基本的人権Ⅲ 基本的人権Ⅳ	1. 表現の自由② 2. 職業選択の自由
5	基本的人権Ⅳ 基本的人権Ⅴ	1. 財産権 2. 生存権 3. 教育を受ける権利 4. 労働基本権
6	基本的人権Ⅴ	1. 受益権 2. 人身の自由
基本演習 憲法① 出題範囲：第1回～6回 出題数：20問		
7	統治Ⅰ	1. 統治総論 2. 国会の地位・組織・活動 3. 国会の権能と議院の権能①
8	統治Ⅰ 統治Ⅱ	1. 国会の権能と議院の権能② 2. 内閣 3. 司法権①
9	統治Ⅲ 統治Ⅳ	1. 司法権② 2. 裁判所の構成と権限 3. 地方自治 4. 天皇 5. 前文・平和主義・憲法保障
基本演習 憲法② 出題範囲：第7回～9回 出題数：20問		

『講義進度表』は各講義回で触れる内容を示しております。

※当講義進度表は、TAC直営校及びTAC通信講座受講生のものになります。大学学内講座等ではカリキュラムが異なる場合がございますので予めご了承ください。

※この体験用教材は2回目の講義までの内容を掲載しています。

基本講義 憲法

第1回

講義予定

- 1 はじめに
- 2 法学入門
- 3 憲法の基本原理 ☆☆
- 4 基本的人権総論
 - ①基本的人権の原理 ☆☆
 - ②基本的人権の限界 ☆☆☆
 - ③基本的人権の主体 ☆☆☆

新しい科目，憲法が始まります。

1回目の今日は，**法とは何か**から始まり，**憲法の目的，基本原理等**について学習します。試験に直接出るところではありませんが，憲法という科目を理解する上で，とても重要です。最初が肝心。しっかり理解しましょう！

講義ノートの使い方

基本的人権の主体 ☆☆☆

→テキストの項目とその重要性を示しています。☆☆☆が頻出の最重要項目です。

◆学習ナビ

- ・憲法という科目の特徴や勉強法を学びましょう。

→ そのテーマを学習する上で持って欲しい問題意識や、学習の指針を示しています。

憲法41条

国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

→ 法律学は条文が議論の出発点です。特にゴシック部分が重要です。

語句チェック：違憲とは憲法に違反すること、合憲とは憲法に違反しないことです。

→ 語句説明です。法律学は概念を勉強する学問ですので、特にゴシック部分は覚えましょう。

注意！

明治憲法は法治主義を採用していました。

→ 類似の概念との比較など、特に間違えやすいところを指摘しています。

理解しよう！

憲法の究極の目的＝個人の尊厳（すべての人が個人として等しく尊重され…）

→ 特に理解が必要な重要なテーマにつき、考える道筋を示すものです。しっかり理解しましょう。

<問題の所在>・<議論の実益>

外国人も住んでいれば「住民」といえるのではないのでしょうか？

→ そもそも何が問題なのか、何のために議論するのか、一見分かりにくいところを説明しています。

レベルアップ！

未成年者も国民であり、人権の主体であるが、判断能力が劣るため、成年者とは異なる制約がある。

→ 一歩進んだ内容です。余裕のある人は押さえてください。

過去問

最高裁判所の判例では、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な…

→ 本試験問題です。復習する時に、実際に解いてみましょう。解き方は講義で説明します。

憲法 第1回 チェックシート

憲法総論	
□□憲法の役割は？	国家権力の濫用を防止し、国民の権利・自由を守る
□□憲法の基本原理は？（5つ）	①自由主義 ②平等主義 ③福祉主義 ④平和主義 ⑤民主主義

→最低限押さえておくべきものをまとめたものです。1問1答形式になっていますので、復習時や基本演習、模試前の知識を詰め込む時に使ってください。一通り覚えたら、さっそく過去問（V問）に挑戦しましょう。

はじめに

◆学習ナビ

- ・憲法という科目の特徴や勉強法を学びましょう。
- ・12個の違憲判決を覚えましょう。本試験で知らない判例が出たら合憲として扱ってよいです。

◇出題数

国家一般職	裁判所	国税専門官	財務専門官	労働基準監督官
5/40	7/30 (※1)	3/40 (※1・2)	6/40 (※1・2)	4/40 (※2)
地方上級 (※3)	東京都 (※4)	特別区	市役所 (※5)	
4・5/40	記述のみ1題	5/40	4・5/40	

※1 記述式も課されます。

※2 国税・財務・労基は、国税の3問が共通問題です。

※3 全国型・関東型・中部北陸型・独自型の全てを含みます。

※4 東京都は平成21年度から専門科目はすべて記述式になりました。

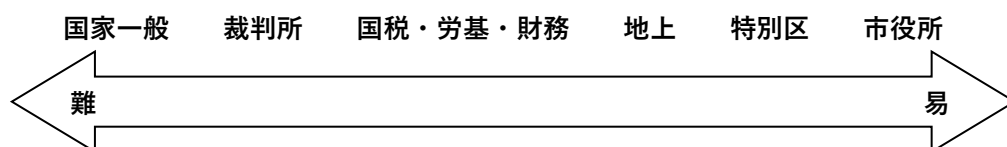
※5 A日程（6月実施）、B日程（7月実施）、C日程（9月実施）の全てを含みます。

※ 憲法は教養試験の「社会科学」の分野の「法律」でも出題されます（1～2問）。

◇傾向

- ・過去問が繰り返し出題される
- ・出題形式は、**単純正誤問題**がほとんど
- ・学習内容＝人権は**判例**（最高裁判所の判決）、統治は**条文**が中心
- ・難易度＝**易しい** 重要度＝**絶対落とせない科目**

<試験種ごとの難易度>



◇勉強方法

- ・棒暗記厳禁！ちゃんと**理解**すること。
- ・授業の予習不要。復習は**講義ノート**を読んで理解し、**ミニテスト**を解いた上で、さっそく**問題集の該当範囲**を解く（インプットとアウトプットは同時に進めていく）。
- ・基本演習前には、**講義ノートのキーワード**や巻末の**チェックシート**を意識して覚える。
- ・科目の**全体像**を意識する（**論点の位置づけ**を把握すること）。
- ・情報の**一元化**を図る（この講義ノートにいろいろ書き込もう！）。テキストは参考書です。

◇問題の解き方

- ・選択肢の**結論部分を見る**
- ・分からない選択肢には△をつけて先へ進む（**全部の選択肢を一応検討する**）
- ・残った選択肢を比較し、結論部分以外の**間違い探し**をする（間違っている部分に下線を引く）
- ・「一切～でない」「～の余地はない」のような**例外を全く認めない選択肢は、ほぼ間違い**
- ・数少ない**違憲・違法判決**を覚える

違憲判決

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ・ 尊属殺重罰規定違憲判決（14条1項違反） | ・ 議員定数不均衡違憲判決（14条1項違反） |
| ・ 国籍法違憲判決（14条1項違反） | ・ 婚外子相続分差別違憲判決（14条1項違反） |
| ・ 再婚禁止期間違憲判決（14条1項違反） | ・ 玉串料訴訟（20条3項違反） |
| ・ 空知太神社違憲判決（20条3項違反） | ・ 薬事法距離制限違憲判決（22条1項違反） |
| ・ 森林法共有林分割制限事件（29条2項違反） | ・ 第三者所有物没収事件（31条違反） |
| ・ 郵便法違憲判決（17条違反） | ・ 在外邦人投票制限違憲判決（15条1項違反） |

違法判決

- ・ 南九州税理士会事件（政治献金が税理士法49条2項→民法34条に違反し無効）
- ・ 日産自動車事件（就業規則が民法90条に違反し無効）
- ・ 前科照会事件（前科を公表されない権利の侵害＝国賠法1条1項「違法」）
- ・ エホバの証人輸血拒否事件（人格権侵害＝民法709条）
- ・ ノンフィクション「逆転」事件（名誉・プライバシー侵害＝民法709・710条）
- ・ 早稲田大学名簿無断提出事件（プライバシー侵害＝民法709・710条）
- ・ 神戸高専事件（退学処分が、行訴法30条の「裁量権の逸脱濫用」にあたり違法なものとして取り消された）
- ・ 上尾市福祉会館事件（使用不許可処分が、行訴法30条の「裁量権の逸脱濫用」にあたり違法なものとして取り消された）
- ・ 公立図書館員による特定書籍の破壊（著作者の人格的利益の侵害＝国賠法1条1項「違法」）
- ・ 中嶋学資保険訴訟（生活保護費の減額処分は生活保護法違反）
- ・ 三井美唄炭坑労組事件（組合員への統制処分が労組法違反）

語句チェック：違憲とは憲法に違反すること、合憲とは憲法に違反しないことです。

法学入門

◆学習ナビ

- ・法治国家を支える法。では、そもそも法って何のためにあるのでしょうか？〇〇法っていうのはたくさんあるけど、その中で憲法の特徴は？そして、法律科目では何を学ぶのでしょうか？
- ・条文は完全無欠なものではありません。条文が想定しない事件が起きたときは法解釈が必要です。
- ・第何条か（条文番号）まで覚える必要はありません。条文の内容（特にゴシック部分）を覚えていればよいです。

1. 法とは何か

法とは…

人間社会のルール（ex.人を殺してはならない。人の物を盗ってはならない。借金は返さなければならない。）

↓そして、

ルールを守らせるには、**強制力**が必要

（ex. 処罰される。無理やり借金を払わされる。）

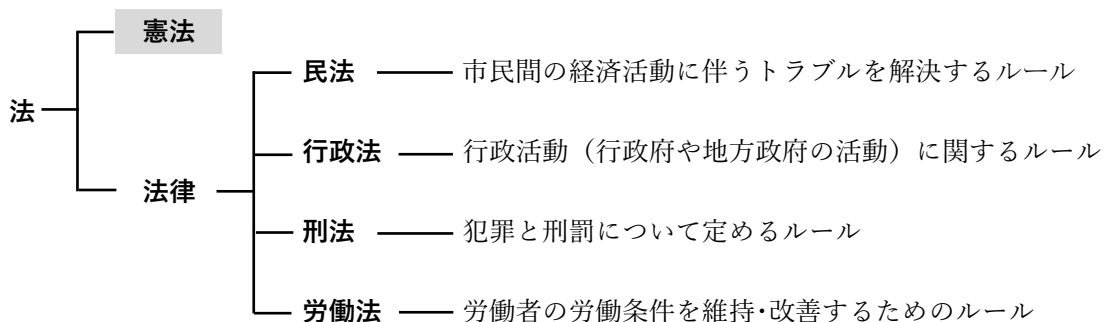


法 = 国家によって強制的に守られるルール

注意！

社会のルールのすべてに**強制力**があるわけではありません（ex. 道徳やマナーには強制力はありません）。国があえて強制してでも守らせようとしたルールが法。人間社会の中で**特に重要な利益**を守らせるため、**国があえて法を制定**しました。

2. 法の種類



3. 憲法と法律の違い ☆☆

刑法199条

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

憲法19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

憲法41条

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

憲法96条

- ① この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

法には**制定者**と**名宛人**（法を守らされる人）がいる

- ・ 憲法＝**国民が国家**（その担い手である公務員）に守らせる法（96①, 99）
- ・ 法律＝**国家が自ら守りあるいは国民に守らせる法**（41）

注意！

憲法と法律の最大の違いは、**制定者と名宛人が逆**であること。**憲法は国民が制定し国家（権力者）に守らせるルール**です。憲法を守る義務を負う人たち（99）の中に**国民が含まれていない**ことに注意しましょう！



4. 法学とは

法学とは、**条文の文言が曖昧な場合やそもそも条文がない場合に解釈によりルールを導き出す学問（法解釈学）**のこと。

法学で勉強すること

①**条文** ※条文の読み方 「〇〇条 〇項 〇号」

②**論点**

・ **判例**＝実際に起きた事件に対する**裁判所**（特に最高裁判所）の**判断**

┌ **事案**＝実際に起きた事件の概要
└ **判旨**＝判決文の要旨

・ **通説**＝学会で支配的な立場

憲法の基本原理

◆学習ナビ

- ・なぜ法律とは別に憲法というルールが必要なのでしょう？また、憲法はどんな目的でどんな考えに基づき作られたのでしょうか。
- ・権力は国民の人権を守ることと傷つけることもできる諸刃の剣です。使い方を間違えると、かえって人権侵害を招いてしまうので、監視が必要です。権力を監視するためのルールが憲法です。

1. 憲法の役割

社会の平和と秩序を保ち、国民の生命や自由などの**人権を守るためには、個々人の力を越えた権力が必要**である。

ex.判決の執行力、警察権、刑罰権

↓そこで、

国民は、国家に**権力の行使を委託**した。

↓しかし、

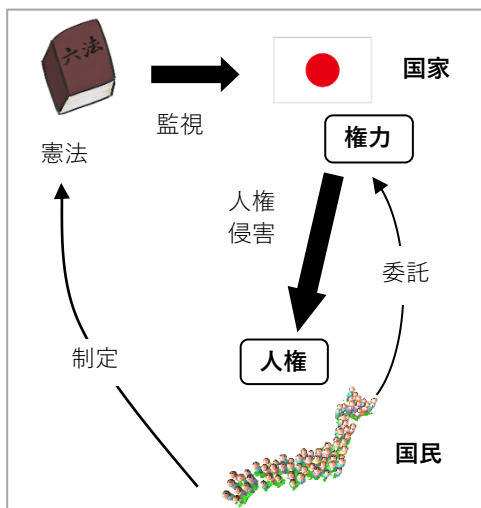
国家権力は、常に**濫用の危険**を伴う。

↓そこで、

国民の権利や自由を守るため、国家権力の濫用を防止するためのルールが必要である。

↓それが、

憲法＝国家は国民の権利や自由を守るためにのみ権力を行使しなければならない、決して権力を濫用してはならないと国民が国家に命じたルールである。



2. 憲法の最高法規性（98条） ☆

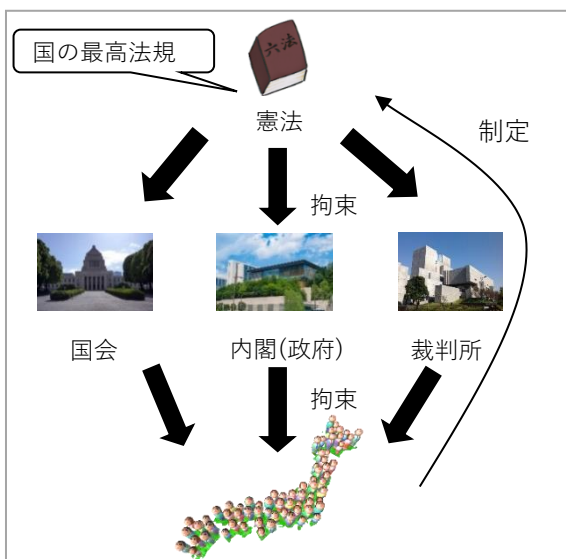
憲法98条

- ① この憲法は、**国の最高法規**であって、その**条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部**は、その効力を有しない。

憲法は**国家が名宛人**なので、**国家権力**（立法権・行政権・司法権）は**すべて憲法に従わなければならない**。

↓そこで、

憲法＝国の最高法規とされる



3. 違憲審査制度（81条） ☆☆☆

注意！

憲法の最高法規性の表れがこの制度です。

憲法81条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

憲法98条

① この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

趣旨

国家権力により人権が侵害された場合、**事後的な人権救済のシステム**を準備しておかないと、憲法が人権を保障した意味がなくなる（憲法の**最高法規性を担保する制度**。**法の支配**の現れ）。

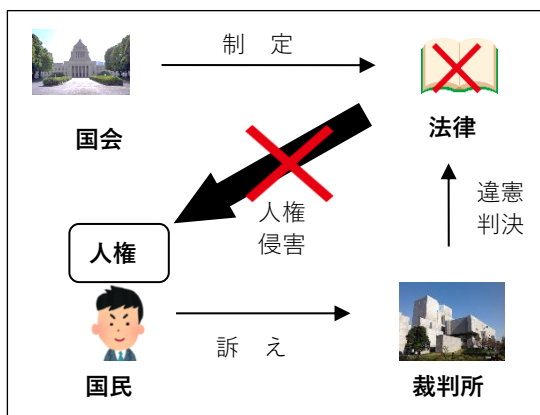
憲法は国民の権利・自由を**人権**として保障した。

↓ところが、

国家が**不当な人権侵害**をした場合、人権侵害された**国民**が、**裁判所に訴える**ことになる。

↓そこでは、

裁判所が、**国家の活動が憲法に違反していないかどうか（憲法適合性）を審査し、違憲と判断した国家の活動を無効とする。**



4. 憲法の基本原理 ☆

◆学習ナビ

- ・憲法の三大基本原理といえば、基本的人権尊重主義、国民主権、平和主義ですが、もう少し詳しく見ていきましょう。
- ・憲法は、権力の構造をどのようにすれば国民の人権が保障されるかという視点から統治機構を定めています。ですから、基本的人権と統治機構は目的・手段の関係にあります。
- ・学んでいるテーマが全体像のどこに位置づけられるのかを認識しながら学習しましょう。

憲法13条

すべて国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、**最大の尊重**を必要とする。

憲法14条

- ① すべて国民は、**法の下に平等**であって、**人種、信条、性別、社会的身分又は門地**により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない**。

憲法15条

- ① **公務員を選定し**、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**である。

憲法25条

- ① すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。

憲法9条

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる**戦争と武力による威嚇又は武力の行使**は、国際紛争を解決する手段としては、**永久にこれを放棄**する。

理解しよう！

日本国憲法は、人権規定と統治規定で構成されている。

↓そして、

憲法の究極の目的＝**個人の尊厳**（すべての人が**個人として等しく尊重**されなければならないという理念）の**確保**（13）

↓それを達成するために、

5つの基本原理がある。

- ① 国家は**国民に干渉すべきではない**（自由主義）
- ② **権力の行使に国民が参加すべき**（民主主義）（15）
- ③ 国家はどの個人も**ひとしく尊重すべき**（平等主義）（14）
- ④ 競争社会は格差を生む→**国家が積極的に弱者救済に乗り出すべき**（福祉主義）（25）
- ⑤ **戦争を始めてはいけない**（平和主義）（9）

↓そして、

人権保障を徹底するには、**人権が侵害されないような権力の構造（国を統治するシステム）まで定めておく必要がある**。 ∵権力は人権を侵害するおそれがあるから

↓そのため、

憲法は統治に関する条文まで定めている。

→**人権規定と統治機構は目的と手段の関係**

① 自由主義

自由主義とは、**国民が国家から干渉されないこと**

↓具体的には、

自由主義は、国家から干渉されない**自由権**としてあらわれる（**人権面**でのあらわれ）

↓そして、

国家が権力を濫用しないように、**国家は弱く小さい方が望ましい**

↓そこで、

権力を分割した（統治面でのあらわれ）

- ・ **三権分立**（国家権力を国会，内閣，裁判所に分割）
- ・ **二院制**（国会を衆議院と参議院に分割）
- ・ **団体自治**（地方公共団体が国家から独立）

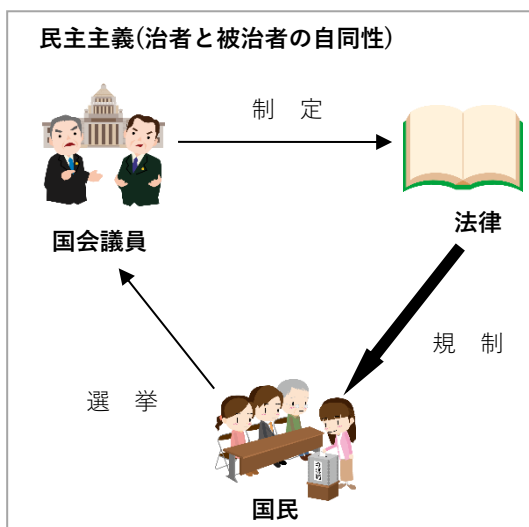
② 民主主義

民主主義とは、**国を治める者と治められる者が同じであること（治者と被治者の自同性）**

∴権力による人権侵害が行われにくくなる

↓具体的には、

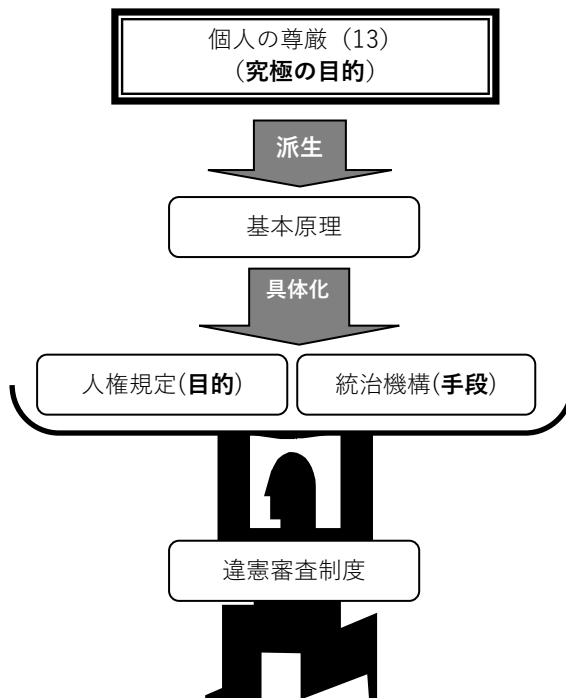
- ・ **参政権**（選挙権，被選挙権）（**人権面**でのあらわれ）
- ・ **国民主権**（国民自ら政治に参加するシステム）（**統治面**でのあらわれ）



◇各基本原理の憲法上のあらわれ

基本原理	人権面でのあらわれ	統治面でのあらわれ
自由主義	自由権	三権分立，二院制，団体自治など
民主主義	選挙権，被選挙権，公務就任権	国民主権，代表民主制，憲法改正国民投票など
平等主義	平等権	貴族制度の廃止，平等選挙制度など
福祉主義	生存権等の社会権	福祉国家の実現，議院内閣制など
平和主義	平和的生存権（争いあり）	戦争放棄，大臣文民制，国際協調主義など

◇憲法の全体像（イメージ）



5. 国民主権 ☆

◆学習ナビ

- ・国民主権が独立した問題として出ることはありません。間接民主制が原則だということと、例外としての直接民主制的制度の3つを覚えておけば大丈夫です。

前文第1段

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

憲法43条

- ① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

定義	国民主権＝国の政治のあり方を決定する権限は国民にあるという建前
----	---------------------------------

趣旨 民主主義，人権保障

↓この点，

国民が政治に関わる方法は2つある

①間接民主制（国民が，国会議員等の代表者を通じて，間接的に政治に関わる方法）

②直接民主制（国民が，国民投票など国政の決定に直接関わる方法）

↓現行憲法では，

原則：間接民主制（前文，43①）

∴①国民（少数派も含めた）の人権保障→議論の場の確保（議会制度）が必要

多数派と少数派の議論を通して，少数派の意見も国政に反映される可能性がある。直接民主制だと，議論ができず最初から多数決になり，多数派の横暴となりかねない。

②国民の判断能力の欠如→直接民主制はかえって危険

例外：直接民主制（憲法上は以下の3つだけ）

①憲法改正の国民投票（96①）

②最高裁判所裁判官の国民審査（79②③）

③地方自治特別法の住民投票（95）

理解しよう！

民主主義を徹底すれば，直接民主制の方が優れているようにも思える。

↓しかし，

直接民主制は，多数派の横暴を招いたり，国民が権力者やマスコミに踊らされ，扇情的な決定をするおそれがあり，かえって人権侵害の危険性が高まる。

↓すなわち，

直接民主制が技術的に不可能だから仕方なく間接民主制を採るのではなく，間接民主制の方がより人権保障になるとの考えに基づき，間接民主制を原則としている。

レベルアップ！！

<主権の意味>

①国家権力そのもの（立法権・行政権・司法権）を指す場合

ex.憲法41条「国会は国権の最高機関であって…」

②国家としての独立性を意味する場合

ex.憲法前文第3段「自国の主権を維持し，他国と対等関係に立とう」

③国の政治のあり方を最終的に決定する権限 ex.国民主権

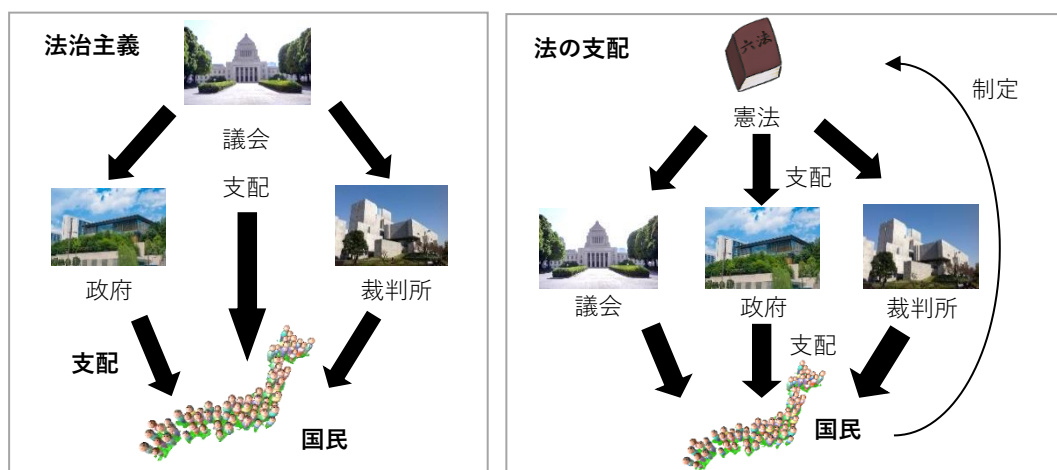
6. 法治主義と法の支配 ☆

◆学習ナビ

・ここでは、両概念の意味の違いを押さえておけばOKです。

◇共通点

人（国王）による恣意的な支配ではなく、客観的な「法」によって権力を制限して、国民の人権を保障する。



	意義	「法」の意味	対象となる国家機関
法治主義 (独・仏)	国政が議会制定法によりなされなければならないということ	議会制定法（議会が制定するという手続面にのみ着目（悪法も法なり））	行政権、司法権（立法権は拘束されない（議会万能主義））
法の支配 (英・米)	国民の人権を保障する正義の法（ex.憲法）で国家権力のすべてを拘束すること	憲法（国民の人権を保障するという法の内容面に着目）	すべての国家権力

論点

現行憲法はどちらを採用しているか

→法の支配を採用している

注意！

明治憲法は法治主義を採用していました

∴国民の人権を保障する憲法を最高法規とし、これに反する国家行為（立法も含む）の違憲審査制度がある。

過去問

法の支配という「法」は、議会の制定する法律を意味するのであり、このような法律を国家、特に行政権が遵守することにより、人権保障を最大限図ることができる。（裁Ⅱ教養平15）（×）

過去問

違憲立法審査権は、法の支配を実質化する重要な手段の一つである。（裁Ⅱ教養平15）（○）

基本的人権総論

◆学習ナビ

- ・人権全体に関わる話です。抽象的な内容が多いですが、具体例を使って説明しますので、イメージしてください。
- ・人権は判例が出ます。判例は、事案（事件の概要）も判旨（判決文の要旨）も押さえてみましょう。その際、その事件を特徴付けるキーワードを覚えましょう。
- ・学んでいるテーマが、人権の全体像のどこに位置づけられるのかを認識しながら学習しましょう。

基本的人権の原理 ☆

1. 基本的人権の本質 ☆

憲法11条

国民は、すべての**基本的人権の享有**を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。

- ①**固有性**＝人権は、国家から恩恵として与えられるものではなく、**人間であれば当然に有する権利**
- ②**不可侵性**＝人権は、**公権力によって侵されないという性質（11）**
- ③**普遍性**＝人権は、人種や性別にかかわらず**誰もが有する**という性質

注意！

固有性は**時期**の問題で、普遍性は**主体**の問題です。

2. 基本的人権の分類 ☆☆

◆学習ナビ

- ・一口に人権といっても様々です。特に自由権と社会権の違いが重要です。
- ・自由権は人として当然に認められるので前国家的人権、社会権は国家の存在が前提なので後国家的人権といわれます。

憲法15条

- ① **公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。**

憲法32条

何人も、裁判所において**裁判を受ける権利**を奪われない。

①**自由権**＝個人の自由な活動を保障するため、**国家権力の介入・干渉を排除**する人権（**国家からの自由**）

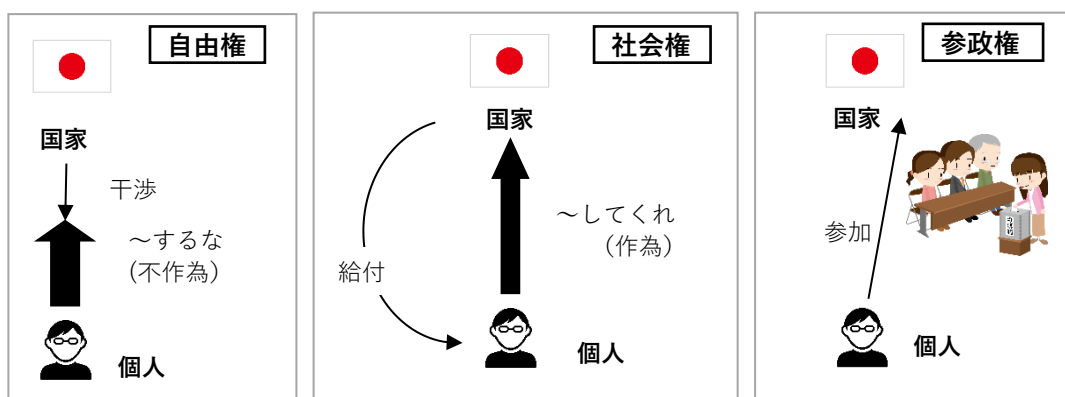
- └ **精神的自由** ex.表現の自由，信教の自由
- └ **経済的自由** ex.営業の自由，財産権
- └ **人身の自由** ex.不当に逮捕されない権利

②**社会権**＝**社会的・経済的弱者**が，人間に値する生活ができるよう，必要な諸条件の整備を**国家に要求する権利**（**国家による自由**） ex.生存権（25）

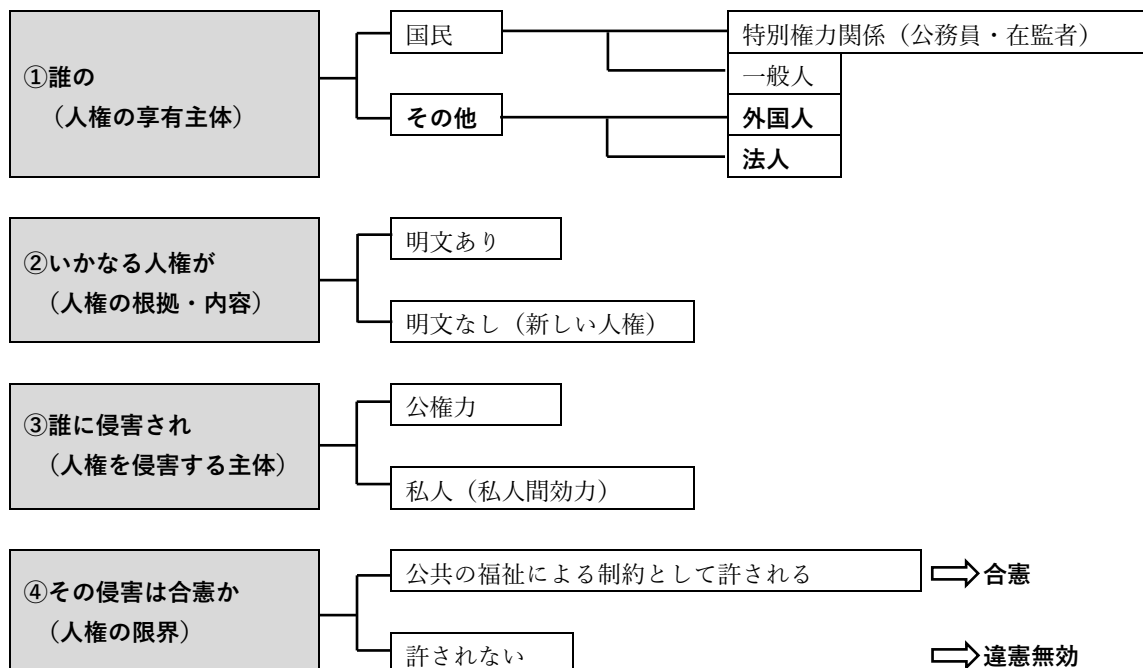
③**受益権**＝国民が**国家機関の行動を要求する権利** ex.裁判を受ける権利（32）

④**参政権**＝国民が**国政に参加する権利**（**国家への自由**） ex.選挙権（15）

⑤**総則的権利**＝生命，自由及び幸福追求権（13），**法の下での平等**（14）



◇人権の全体像



基本的人権の主体 ☆☆☆

1. 外国人 ☆☆☆

◆学習ナビ

- ・人権享有主体性があるかどうかの問題と、どの人権がどの程度保障されるのか（保障の有無や程度）の問題を分けて考えましょう。
- ・保障の程度については、人権の性質に鑑みて個別に検討しましょう。その際、人として当然に保障される前国家的人権か、国家（国籍）の存在を前提とする後国家的人権かで差が出てくることに注意しましょう。

定義	外国人＝日本国籍を有しない者
-----------	----------------

注意！

たとえ日本に**永住する資格**があっても、**日本国籍**がなければ外国人です。

論点

外国人の人権享有主体性

憲法 第三章 「国民の権利及び義務」

<問題の所在>

憲法**第三章の標題**には「**国民の権利及び義務**」とありますので、外国人には人権は保障されないのではないのでしょうか？

理解しよう！

外国人にも**人権享有主体性**を認めるべきである。

∴①人権は人として当然に保障されるもの（前国家性） ②国際協調主義（98②）

↓ただし、

外国人は、日本国との関係が**一時的・場所的な関係**に過ぎない。

↓そこで、

権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人にも等しく保障される（マクリーン事件判決：最大判昭53.10.4）。

→人権ごとに、**権利の性質上外国人に保障されるかどうかを個別に判断する（性質説）**。

(1) 参政権

① 選挙権

憲法93条

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する。

<問題の所在>

外国人も住んでいれば「住民」(93②)といえ、憲法上、地方選挙権が保障されるのではないのでしょうか？

判例

定住外国人と地方公共団体の長、議員の選挙権

(最判平7.2.28)

<事案>

韓国籍で永住資格者である者が、選挙人名簿への登録申出をしたところ、公職選挙法上選挙権取得の要件として国籍条項があることから却下されたため、その合憲性を争った。

注意！

- ・日本国内にいる全ての外国人に法律により地方選挙権を与えてよいわけではないことに注意してください。
- ・国会議員の選挙権・被選挙権を日本国民に限定している公職選挙法の規定については、最高裁は合憲判決を下しています。

<判旨>

公務員を選定罷免する権利(15①)は国民主権の原理に基づくものである。

↓とすれば、

権利の性質上、日本国民のみをその対象とし、外国人には保障は及ばない。

↓また、

地方公共団体は我が国の統治機構の不可欠な要素

↓とすれば、

93②の「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味すると解すべきである。

↓よって、

憲法上、外国人には地方選挙権は保障されない。

(→現行公職選挙法は合憲)

↓ただし、

地方公共団体は住民生活に密接な公共的事務を処理している。

↓とすれば、

在留外国人のうち永住者等居住する地方公共団体と特段に密接な関係をもつに至った者(定住外国人)について、その意思を地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって選挙権を付与する措置を講じることは憲法上禁止されていない。

◇考え方

憲法上の

保障の有無

保障される(現行法は違憲)

保障されない

(現行法は合憲)

—— 新たに法改正して

与えてよいか

—— 国政→禁止(改正法は違憲)

—— 地方→許容(改正法も合憲)

語句チェック：住民自治とは、自治体の政治はそこに住む住民の意思を尊重して行われるべきとの考え方です。

※選挙権が憲法上保障されていないという点では、国政選挙と地方選挙とで差はないが、法律を改正して与えてもよいかどうかという点では差がある。

国政選挙→選挙権を与えてはいけない（禁止） ∵ 国民主権
地方選挙→選挙権を与えても構わない（許容） ∵ 住民自治



注意！

判例は、**国政選挙権と地方選挙権を区別**しています。その理由は、国政と地方とでは**政治で扱うテーマが異なる**からです。

過去問

公務員を選定罷免する権利は、その性質上、国民にのみ認められる権利であり、外国人には憲法上の保障が及ばないから、法律をもって、地方公共団体の長や議会の議員に対する選挙権を永住者である定住外国人に付与する措置を講ずることは、憲法上許されない。（裁Ⅱ平18）（×）

② 公務就任権

判例

外国人の管理職試験受験資格の有無（最大判平17.1.26）

<事案>

在日韓国人Xは、東京都に保健婦として採用されたが、都人事委員会の実施する**管理職選考試験**を受験しようとしたところ、日本国籍を有しないことを理由に**受験が認められなかった**。そこで、Xは都に対して慰謝料の支払いを請求した。

公権力行使等地方公務員

→**管理職や警察官**などがこれにあたります。

<判旨>

公権力行使等地方公務員の職務の遂行は、住民の権利義務や法的地位の内容を定め、事実上大きな影響を及ぼす等**住民の生活に直接間接に重大なかわり**を有する。

↓それゆえ、

国民主権の原理に基づき、日本国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきで、**外国人が就任することは、我が国の法体系の想定するところではない**。

↓したがって、

日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、**合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり**、労働基準法3条にも、**憲法14条1項にも違反するものではない（合憲）**。

過去問

最高裁判所の判例では、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任できるとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別したとはいえず、憲法に違反するとした。（特別区平29）（×）

(2) 社会権

社会権は、国に一定の行為を要求する権利であるから、基本的には、**各人の所属する国によって保障されるべき権利**である。もっとも、立法により外国人に社会権を保障することは、実質的平等を達成するという社会権の目的にかなうので、憲法上否定されない。

判例

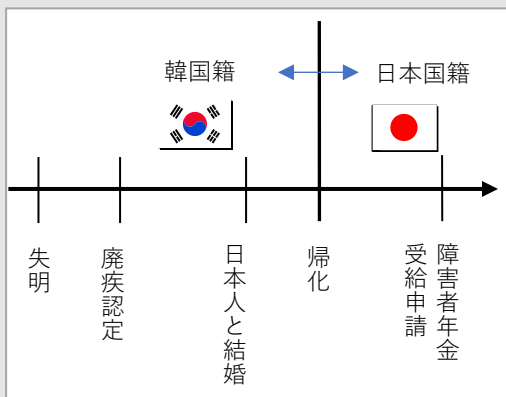
塩見訴訟

《外国人の生存権の保障の有無》

(最判平元.3.2)

<事案>

日本で出生した在日韓国人二世のXは、幼い頃の病気で失明した。その後、日本人と結婚し帰化。障害福祉年金を請求したところ、廃疾認定日に日本国民ではなかったことを理由に、受給資格が認められなかった。



<判旨>

生存権を法律によりどう**具体化**するかは、**国会の広い裁量**（自由な判断）にゆだねられる

↓また、

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該**外国人の属する国との外交関係**、**変動する国際情勢**、**国内の政治・経済・社会的諸事情**等に照らしながら、その**政治的判断**によりこれを決定することができるのであり、その**限られた財源**の下で福祉の給付を行うに当たり、**自国民を在留外国人より優先的に扱うことも**、許されるべきである。

↓とすれば、

帰化によって日本国籍を取得した者に対し障害福祉年金の支給をしないことは、**憲法25条の規定に違反するものではない（合憲）**。

過去問

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉の給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許される。（裁判所平28）

(○)

(3) 自由権

① 入国（再入国）・在留の自由

注意！

外国人にも**出国の自由**は22条2項で保障されます（判例）

論点

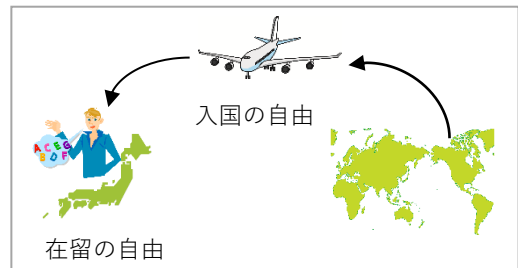
入国・在留の自由は、外国人に保障されるか

→保障されない

∴①**国際慣習法上**，自国の安全や秩序を保つため，誰を入国させるかは**その国の裁量**に委ねられている

②**在留は入国の延長**→入国の自由同様，在留する権利も保障されていない

自由	保障の有無
入国	×（保障されない）
在留	×
出国	○
再入国	×



過去問

判例は，憲法22条1項は，日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり，外国人がわが国に入国することについてはなんら規定していないものというべきであるから，憲法上，外国人は，わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん，在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもないとした。（裁Ⅱ平20）（○）

判例

森川キャサリーン事件

《外国人の再入国の自由》（最判平4.11.16）

<事案>

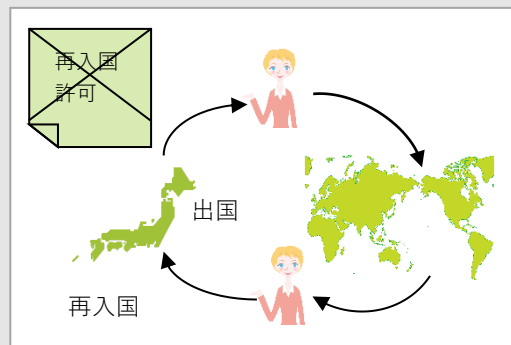
日本人と結婚し**永住資格がある者**が，海外旅行を計画し，日本を出国する前に**再入国の許可の申請**をしたところ，かつて指紋押捺を拒否したことを理由に**不許可**になった。そこで，かかる不許可処分の取消を求めて提訴した。

→**再入国の自由も保障されない**（不許可処分は合憲）。

∴再入国も**新規入国と同視**すべき

<問題の所在>

日本に**永住資格がある外国人**の再入国なので，新規入国者とは異なるのではないのでしょうか？



② 精神活動の自由

論点 外国人の政治活動の自由

ex. 駅前で演説する、デモ行進・政治集会への参加する

政治活動は**表現の自由**（21）の一内容

↓そして、

自由権は**前国家的権利**→**原則として保障**すべき

↓ただし、

政治活動には**参政権的機能**あり

→**国民主権**の観点から制限される

↓そこで

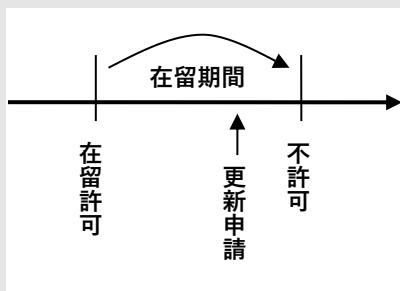
わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人に認めるのが相当でない~~と解されるものを除き~~、**保障される**（最大判昭53.10.4）。

判例

マクリーン事件（最大判昭53.10.4）

<事案>

アメリカ人マクリーンが、日本国内で政治活動（デモや政治集会への参加）を行ったところ、それを理由として法務大臣は**在留更新不許可処分**を行った。



<判旨>

外国人には、**在留する自由は保障されない**。

↓ただ、

法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる**相当の理由があると判断する場合に限り**、在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎない。（＝更新は法務大臣の自由裁量）

↓とすれば、

外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、**外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない**。

↓したがって、

在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を**在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくされ**ないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。

過去問

政治活動の自由に関する憲法の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動など外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でない~~と解されるものを除き~~、我が国に在留する外国人に対しても及ぶことから、法務大臣が、憲法の保障を受ける外国人の政治的行為を、在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることは許されない。（国般平25）（×）

(4) その他の人権

① プライバシー権

判例

指紋押捺義務を内容とする外国人登録制の合憲性 (最判平7.12.15)

<事案>

アメリカ人宣教師が、外国人登録の際、指紋押なつをせず、起訴された。指紋押捺を強制する外国人登録制度は憲法に違反すると争った。



<判旨>

指紋は、性質上万人不同性、終世不変性を持つものなので、採取された指紋の利用法次第では、個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。

↓そうすると、

個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、13条の趣旨に反して許されず、また、右の自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ。

↓しかし、

指紋押なつ制度は、戸籍制度のない外国人の人物特定につき最も確実な制度として制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できる。

↓また、

方法としても、押なつ義務は3年に一度で、採るのは一指のみなので、精神的・肉体的に過度の苦痛を伴うものとはいえない、相当なものであった。

↓したがって、

指紋押捺制度自体は憲法13条に違反しない(合憲)。

過去問

個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは憲法13条の趣旨に反して許されず、これを強制する外国人登録法の規定は違憲である。(裁判所平27) (×)

◇外国人の人権まとめ

自由権	政治活動の自由		原則保障(我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動→保障されない)
	入国・再入国の自由(在留の自由)		保障されない
	出国の自由		保障される
社会権	生存権		憲法上は保障されない。但し、法律で与えてもよい
参政権	選挙権	国政選挙	憲法上保障されない。法律で与えるのも禁止
		地方選挙	憲法上保障されない。法律で与えることは可能(但し、永住者等の定住外国人のみ)
	公務就任権		公権力行使等地方公務員になる権利→保障されない
幸福追求権	プライバシー権(指紋押捺を強制されない権利)		憲法上保障される(但し、指紋押捺制度は合憲)

2. 法人 ☆☆☆

◆学習ナビ

- ・ 自然人との違いを意識しましょう。
- ・ 3つの判例の結論の違いをしっかりと理解しましょう。法人の法的性質と寄付の目的の違いに着目しましょう。

定義	法人＝自然人以外で法により権利義務の帰属主体たる地位（権利能力）が認められた存在
----	--

ex.会社，新聞社，テレビ局，宗教法人

論点

法人の人権享有主体性の有無

理解しよう！

本来，人権規定は**自然人を念頭**にしている。 ex.人身の自由

↓この点，

法人にも**人権享有主体性を認めるべき**である。

↓なぜなら，

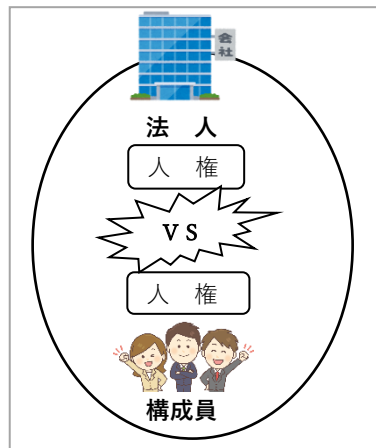
法人は**重要な社会的活動を行っている**→現代社会に**不可欠な存在**

↓ただし，

自然人と異なり**すべての人権が保障されるわけではなく，権利の性質上可能な限り保障されるにすぎない（性質説・判例）。**

↓そして，

法律により，法人は，**目的の範囲内でのみ**権利能力が認められる。



論点

法人の人権の限界

→憲法上は，**権利の性質上可能な限り保障される。**

→法律上（民法34条），法人は，**目的の範囲内において，権利を有し義務を負う。**

∴法人は，あえて法で人と扱われる以上，**目的の範囲内**でしか権利を有しない。

→**構成員（自然人）の人権との調整**が必要（構成員の人権を不当に侵害することは許されない）

過去問

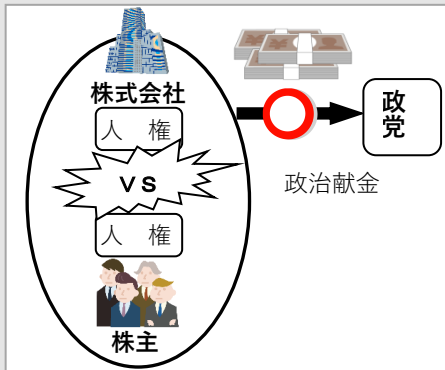
法人は自然人ではないが，その活動は自然人を通じて行われ，その効果が究極的に自然人に帰属し，現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていることから，法人にも自然人と同じ程度に全ての人権の保障が及ぶ。（特別区平29）
(×)

判例

八幡製鉄政治献金事件 《株式会社の政治献金の有効性》（最大判昭45.6.24）

<事案>

八幡製鉄の取締役が会社を代表して**自民党に政治献金**したところ、反対する株主が、政治献金は**会社の目的に反する**としてその無効を主張した。



<判旨>

政党は**民意を国政に反映させる媒体**なので、その**健全な発展に協力**することは、**会社に期待される行為**

↓とすれば、

政治献金は**株式会社の目的の範囲内**といえ有効

↓また、

会社は、**自然人たる国民と同様**、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの**政治的行為をなす自由を有する**のである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを**自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない**。

<学者による解説>

株主には**脱退の自由あり**（任意加入団体）

→会社の方針に従いたくない株主は、株を売却し脱退できる

↓そうすると、

会社は、**株主の意思をそれほど尊重する必要はない**

↓したがって、

政治献金は、株式会社の**目的の範囲内**として有効

過去問

憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべきであり、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとするのが判例である。（財務平27）（○）

判例

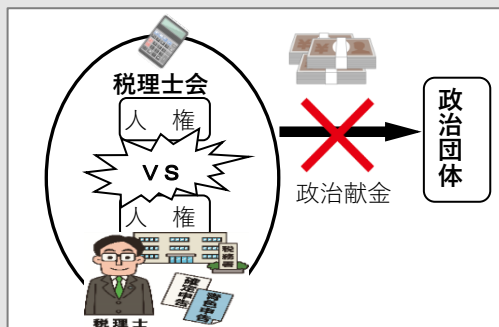
南九州税理士会事件

《公益法人の政治献金の有効性》

(最判平8.3.19)

<事案>

税理士会が、税理士政治連盟（政治団体）へ寄付するための資金を会員たる税理士から徴収する旨の決議をしたところ、税理士が政治団体への寄付は、目的の範囲外として提訴した。



<判旨>

税理士会は強制加入団体（税理士に実質的には脱退の自由が保障されていない）である。

↓とすれば、

目的の範囲を判断する際には、会員の思想・信条の自由との関係で、考慮が必要である。

↓まず、

構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。

↓そのため、

会員に要請される協力義務にも限界がある。

↓また、

政治団体への寄付は、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、構成員個人が個人的政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に判断すべき事柄である。

↓そうすると、

このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできない。

↓したがって、

本件決議は税理士会の目的の範囲外として無効である。

過去問

税理士会のような強制加入団体は、その会員に実質的には脱退の自由が保障されていないことや様々な思想・信条及び主義・主張を有する者の存在が予定されていることからすると、税理士会が多数決原理により決定した意思に基づいてする活動にもおのずから限界があり、特に、政党など政治資金規正法上の政治団体に対して会員の寄付をするなどの事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできない。（裁判所平30）（○）

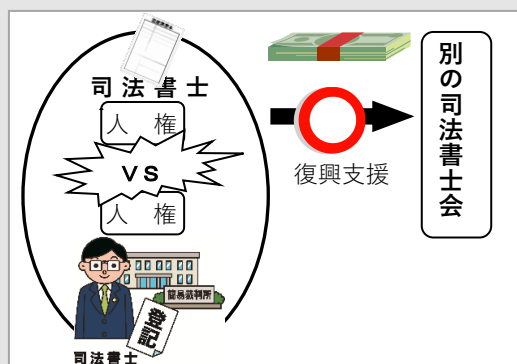
判例

群馬司法書士会事件

《公益法人の復興支援のための拠出金の有効性》（最判平14.4.25）

<事案>

群馬司法書士会（強制加入団体）が、阪神大震災で被災した兵庫県司法書士会の復興支援のための拠出金を会員から徴収する決議をした。



<判旨>

他の司法書士会との提携，協力，援助も司法書士会の活動目的に含まれる。

↓この点，

本件拠出金は，被災した会員の個人的・物理的な被害に対する金銭補てん又は見舞金という趣旨のものではなく，被災者の相談活動等を行う司法書士会への経済的支援を通じて司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復を目的（同業者支援）とする趣旨のものであった。

↓とすると，

本件拠出金の徴収は，会員の政治的立場や思想信条の自由を害するものではない。

↓したがって，

本件決議は司法書士会の目的の範囲内として有効である。

◇判例のまとめ

	法人の法的性質	寄付の目的	寄付の有効性
八幡製鉄事件	任意加入	政治献金	有効
南九州税理士会事件	強制加入	政治献金	無効
群馬司法書士会事件	強制加入	同業者支援	有効

レベルアップ！！

①未成年者も国民であり人権の主体であるが，判断能力が劣るため成年者とは異なる制約がある。

ex.選挙権の制限，婚姻の自由の制限

②天皇・皇族も国民であり人権の主体であるが，日本国の象徴たる地位や皇位の世襲制から一般国民とは異なった制約がある。 ex.選挙権なし，国籍離脱の自由なし，婚姻の自由の制限

過去問

未成年者も日本国民である以上，当然に人権享有主体であると認められる。民法など未成年者に対して一定の制限規定を置いている法律もあるが，憲法上，未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない。（財平27）
(×)

基本的人権の限界 ☆☆☆

◆学習ナビ

- ・人権は永久不可侵なものですが無制約ではありません。なぜ制約されるのか、個人の尊厳原理から考えましょう。

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法22条

- ① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

理解しよう！

憲法の究極の目的＝**個人の尊厳**（すべての人間は**対等な価値**をもつ存在）の確保

↓とすれば、

他者の人権や**社会公共の利益**を害する自由は、誰にも保障されていない。

↓そうすると、

それらを害する行為を**国家が規制しても憲法には違反しない**。

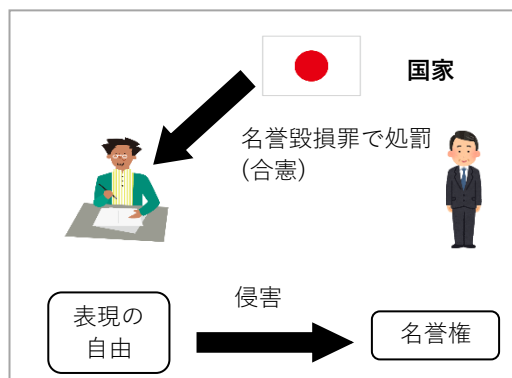
ex.他人の名誉を毀損した者を**名誉毀損罪で処罰**、
薬物の製造販売を禁止→**合憲**

↓こうした、

人権制限の根拠＝「**公共の福祉**」(13)

↓つまり、

人権は絶対無制約ではなく、**公共の福祉によって制限され**、その制限は**憲法自ら許した人権制限として合憲**となる。



注意

公共の福祉とは、**各々の人権の衝突を調整する公平の原理**です。

過去問

基本的人権は侵すことのできない永久の権利であり、中でも表現の自由は、公権力によって侵されないということを意味するのみならず、たとえ公共の福祉を理由とする場合であっても、制約を受けない。(国Ⅱ教養平15)

(×)

(1) 公共の福祉の内容

論点 人権制限の根拠である「公共の福祉」の意味

①自由国家的公共の福祉（消極目的規制）(13)

= 他者の人権を侵害させないようにするための制限

ex.他人の名誉を毀損した者を名誉毀損罪で処罰，薬物の製造販売の禁止

②社会国家的公共の福祉（積極目的規制）(22)

= 社会的弱者を保護するための経済的強者の経済活動の制限

ex.大型スーパーの出店規制，労働基準法による労働契約の自動修正

(2) 人権制限の違憲審査基準

理解しよう！

裁判所が国家行為について違憲かどうかを審査する（**違憲審査制度**）(81)。

↓そして、

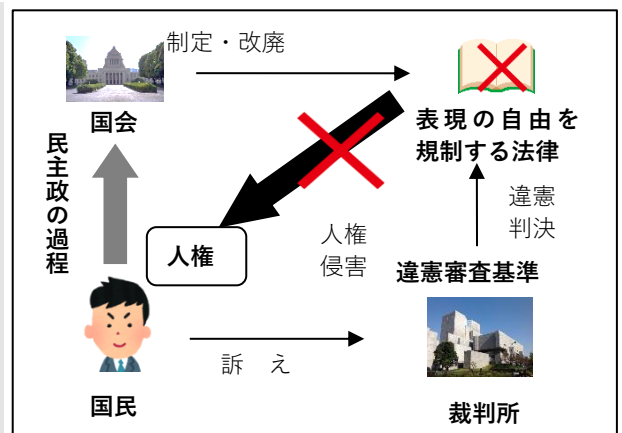
その際に用いるのが**違憲審査基準**である。

↓すなわち、

判断が場当たりのにならないように、裁判所は**一定の基準に従って審査**する。

↓そして、

基準の選択に関する学説の基本的な考え方が**二重の基準**（判例は一部を採用している）である。



① 二重の基準の理論

= **精神的自由**（特に表現の自由）を規制する国家行為（ex.法律）の合憲性は、**厳格な基準**で審査しなければならないが、**経済的自由**を規制する国家行為の合憲性は、**緩やかな基準**で審査しなければならないとする考え方

∴①表現の自由が法律等で侵害された場合，経済的自由が侵害された場合と異なり，
民主政の過程による救済が困難→人権救済のため，**裁判所が厳格な基準で審査**する必要あり（**国家行為が「違憲」と判断されやすい**）（民主政の過程論）

②経済的自由の制限については社会・経済政策と関連することが多いが，**裁判所は政策の判断能力は乏しい**→国会・内閣等の政治部門の判断を尊重すべく，**緩やかな基準で審査**する（**国家行為が「合憲」と判断されやすい**）（裁判所の能力論）

憲法 チェックシート 第1回

憲法総論		
☐ ☐ 憲法の役割は？		国家権力の濫用を防止し、国民の権利・自由を守る
☐ ☐ 憲法の基本原理は？		①自由主義 ②民主主義 ③平等主義 ④福祉主義 ⑤平和主義
☐ ☐ 憲法の究極の目的は？		個人の尊厳の確保
☐ ☐ 違憲審査制度とは？		裁判所が国家行為の憲法適合性を審査し違憲と判断した国家行為を無効とする制度
☐ ☐ 憲法上規定されている直接民主制は？		①憲法改正国民投票 ②最高裁判所裁判官国民審査 ③地方自治特別法の住民投票
☐ ☐ 法治主義と法の支配の違いは？		「法」の意味（法治主義＝議会制定法、法の支配＝正義の法 ex.憲法）
基本的人権総論		
☐ ☐ 人権の分類は（6つ）？		①自由権 ②社会権 ③参政権 ④受益権 ⑤幸福追求権 ⑥平等権
☐ ☐ 人権制限の根拠は？		公共の福祉
人権の主体（外国人）		
☐ ☐ 外国人に人権は保障されるか？		権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き保障される。
選挙権の保障の有無	☐ ☐ 国政選挙権	憲法上保障されない。法律で与えることも禁止。
	☐ ☐ 地方選挙権	憲法上保障されない。法律で与えることはできる（但し、永住者等の定住外国人のみ）。
☐ ☐ 公務就任権		公権力行使等地方公務員になる権利→保障されない
☐ ☐ みだりに指紋押捺を強制されない権利		保障される（但し、指紋押捺制度自体は合憲）
☐ ☐ 政治活動の自由		我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動を除き、保障される。
☐ ☐ 入国・再入国の自由（在留の自由）		保障されない
☐ ☐ 出国の自由		保障される
☐ ☐ 生存権		憲法上は保障されない。但し、法律で与えることはできる。
人権の主体（法人）		
☐ ☐ 法人に人権は保障されるか？		権利の性質上可能な限り保障される。
☐ ☐ 株式会社による政治献金は有効か？		有効
☐ ☐ 税理士会の政治献金のための特別会費徴収決議は有効か？		無効
☐ ☐ 司法書士会の被災者支援のための特別負担金徴収決議は有効か？		有効

憲法 ミニテスト 第1回 問題

【問題】 外国人の人権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア. 外国人であっても、外国人の地位にかんがみて相当でないものを除き政治活動の自由は保障されるから、そのような政治活動を行ったことを在留期間更新の際に消極的理由として斟酌することは許されない。
- イ. 憲法93条2項の「住民」は、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するから、我が国に在留する外国人全般に対して、地方公共団体の長や、その議会の議員等の選挙の権利が憲法上保障されているとはいえない。
- ウ. 地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使にあたる行為を行い、若しくは重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする、いわゆる公権力行使等地方公務員には原則として日本の国籍を有する者の就任が想定されているから、外国人が公権力行使等地方公務員に就任することを日本の法体系は想定していない。
- エ. 外国人に入国の自由は保障されていないが、再入国は入国と異なり、我が国に定住する外国人の外国への一時旅行といえるから、憲法上再入国の自由は保障されている。
- オ. みだりに指紋の押なつを強制されない自由は、個人の私生活上の自由の1つとして憲法13条により保障され、この保障は外国人に対しても及ぶ。

- 1. ア, イ, ウ
- 2. ア, イ, エ
- 3. イ, ウ, オ
- 4. イ, エ, オ
- 5. ウ, エ, オ

憲法 ミニテスト 第1回 解答・解説

【解答】 3

【解説】

ア. × 判例は、外国人の基本的人権の保障は「権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」とし、政治活動の自由も日本国民の政治的意思決定やその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみ相当でないものを除き保障されんとする。もっとも、この保障も「外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」ので、在留期間の更新の際に消極的理由として斟酌することもできるとする（最大判昭53.10.4、マククリーン事件）。

イ. ○ 判例は憲法93条2項の「住民」を本肢と同様に解し、在留外国人の地方参政権は憲法上保障されていないとした（最判平7.2.28）。なお同判例は、憲法の地方自治に関する規定の趣旨から、永住者等であって居住する地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至った者に対して、法律によって地方公共団体の長や、その議会の議員に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されていないとする。

ウ. ○ 判例は、いわゆる公権力行使等地方公務員への昇任に日本国籍を有することを条件とする措置が憲法14条1項、22条1項に反しないか争われた事案において、本肢と同様の判断をした。これに加え、地方公共団体は人事の適正な運用を図る観点から、一体的な管理職任用制度を構築することができることを根拠として、日本国民である職員に限って管理職に昇任できるとする措置を執ることは憲法14条1項に反しないとした（最大判平17.1.26、管理職選考受験資格確認等請求事件）。

エ. × 入国の自由は、国際慣習法上保障されないと解されるので前半部分は正しい（最大判昭32.6.19）。しかし、再入国の自由について判例は、再入国の自由は憲法22条で保障されないとした（最判平4.11.16、森川キャサリン事件）。

オ. ○ 外国人指紋押捺制度の違憲性が争われた事案において判例は、本肢と同様の判断をしている。しかし、指紋押捺を強制されない自由も、公共の福祉のため必要がある場合には相当の制限を受け、外国人指紋押捺制度の「立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できる」ことから外国人指紋押捺制度は憲法13条に反しないとした（最判平7.12.15）。

以上より、適当なものはイ、ウ、オであるから、正解は3である。

基本講義 憲法

第2回

講義予定

- 1 基本的人権の限界
 - ①特別権力関係の理論 ☆☆
 - ②私人間の人権保障 ☆☆
- 2 総則的権利
 - ①生命・自由・幸福追求の権利 ☆☆
 - ②法の下の平等 ☆☆☆

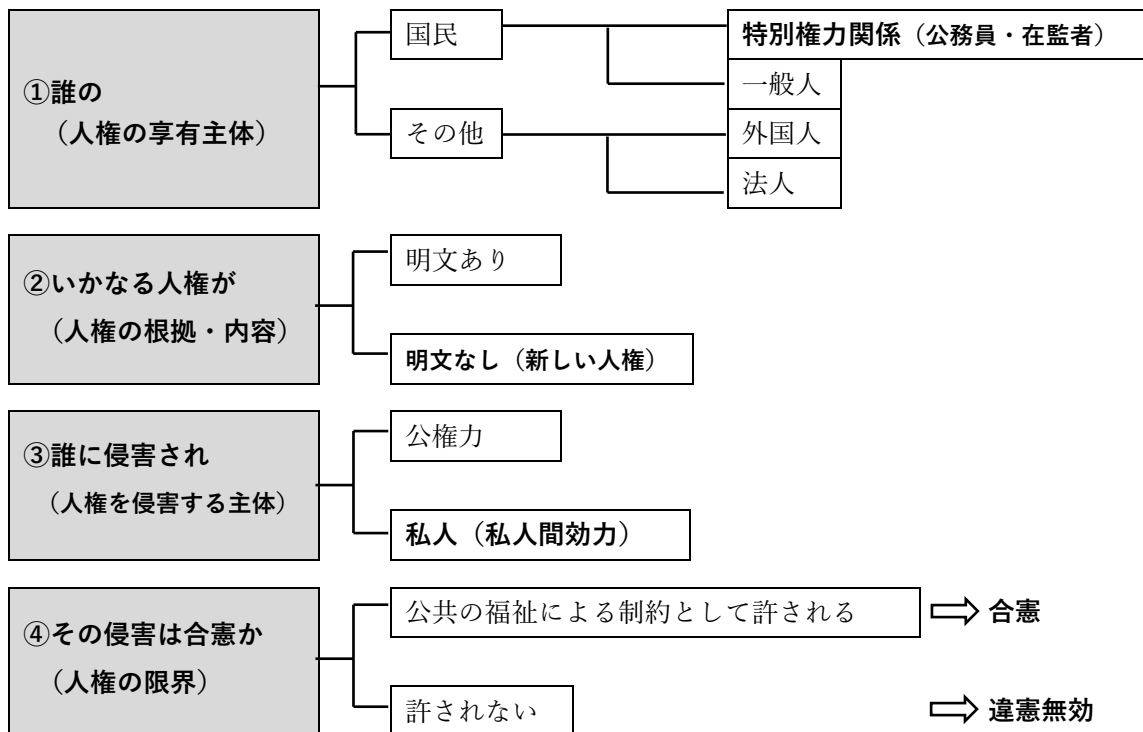
今回は、前回に引き続き、**人権分野の例外的な話**から始めます。まず、権力の外にいる一般国民ではなく、**権力の中**にいる公務員等の人権保障の問題です。次に、「公権力」ではなく、「**私人**」による**人権侵害**に対して、どう対処するかという問題を扱います。

さらに、**明文がない人権**（新しい人権）について学習します。最後に、頻出のテーマである**平等権**について学習します。

人権の全体像

◆学習ナビ

・学んでいるテーマが、人権の全体像のどこに位置づけられるのかを確認しながら学習しましょう。



特別権力関係の理論 ☆☆

◆学習ナビ

- ・一般の人には、当然に人権が保障されています。では、同じ国民でも、一般の人と違い権力の中にいる人達（在監者、公務員）の人権保障はどうなっているのでしょうか？

1. 特別権力関係の理論とは

論点

国家と特別な関係（特別権力関係）に入った者（公務員、在監者等）に対する特別な人権制限はなぜ許されるのか？

↓この点、

かつては、特別権力関係論という考え方があった。

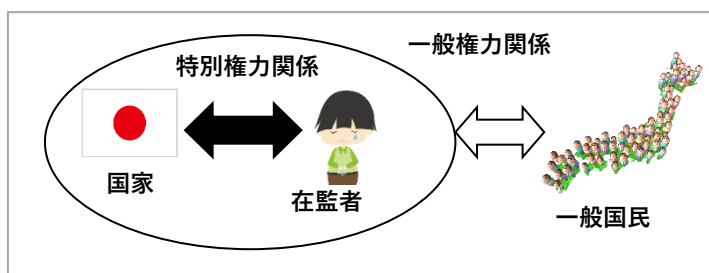
- ①国家による包括的な支配が可能
- ②法治主義の排除（法律の根拠がなくても人権制限可能）
- ③司法審査の排除

↓しかし、

この考えは、基本的人権尊重主義、法の支配の原理に反する。

↓そこで、

事案ごとに、いかなる人権がいかなる根拠からどの程度制約されるのかを個別具体的に判断すべきである（通説）。



2. 在監者（被収容者）の人権 ☆☆☆

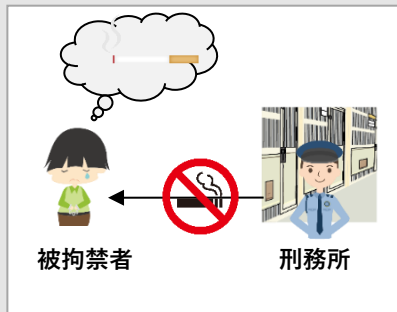
判例

未決拘禁者の喫煙の禁止

（最大判昭45.9.16）

<事案>

未決拘禁者の喫煙禁止の合憲性



<判旨>

監獄内では、逃走または罪証隠滅の防止のため、**必要かつ合理的な制限**を加えることもやむを得ない。

↓そして、

必要かつ合理的な制限かどうかは、**制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、制限の具体的態様との較量**により判断すべきである。

↓この点、

喫煙を許すことにより、火災発生の場合には**逃亡・証拠隠滅のおそれ**が生ずる。

↓また、

喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、**あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。**

↓したがって、

喫煙禁止は、**必要かつ合理的なもので、憲法13条に違反しない（合憲）。**

過去問

喫煙の自由は、憲法第13条の保障する基本的人権の一つに含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではなく、未決勾留により拘禁された者に対し喫煙を禁止する旧監獄法施行規則の規定は、同条に違反しない。（税・労平23）（○）

語句チェック：比較較量論（比較考量・較量）とは、人権を制限することによってもたらされる利益と、制限しないことによってもたらされる利益とを比較して、前者が大きければ人権制約は許されるとする手法である。

語句チェック：未決拘禁者とは、判決が確定していない、裁判で係争中の者のことです。

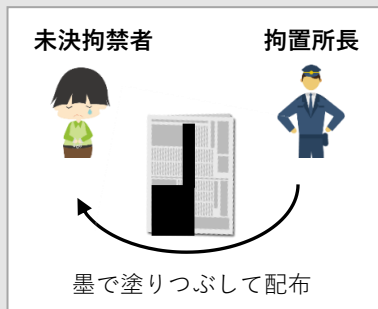
判例

よど号ハイジャック新聞記事抹消事件

《未決拘禁者の新聞閲読の自由の制限》（最大判昭58.6.22）

<事案>

未決拘禁者が私費で新聞を購読していたところ、拘置所長が、よど号ハイジャック事件を伝える新聞記事を墨で塗りつぶし、読めなくさせた。



<判旨>

閲読の自由は憲法上、非常に重要な人権（21）である。

↓しかし、

公共の福祉の観点からの制約がある（ex.逃亡・罪証隠滅の防止、監獄内の秩序維持）。

↓そこで、

閲読を許すことにより、監獄内の規律・秩序が害される一般的抽象的なおそれがあるだけではたりず、具体的事情のもとにおいて、放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性がある場合に限り、閲読を制限できる。

↓そのため、

監獄法・施行規則等の規定は、憲法に違反しない（合憲）

↓また、

当該未決拘禁者が、以前拘置所内の規律に頻繁に違反した事実や、抹消された記事の内容から、障害発生の相当の蓋然性がある。

↓したがって、

所長の判断に裁量権の逸脱又は濫用の違法はない（適法）

過去問

未決拘留により拘禁されている者にも意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞、図書等の閲読の自由が憲法上認められるが、閲読を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがある場合には、当該閲読の自由を制限することができる。（税・財・労平27）（×）

判例

死刑確定者の信書の発送の制限

（最判平11.2.26）

<事案>

死刑が確定し、東京拘置所に拘置されていた者が、死刑制度の是非を問う投書を新聞社に発送しようとしたところ、同所長から不許可処分を受けた。

<判旨>

死刑確定者は、その心情を安定させる必要や社会から嚴重に隔離する必要がある。

↓そこで、

発信の不許可処分はやむを得ない（適法）。

豆知識：死刑制度を残している国は世界的にみると30%弱です。2018年死刑執行件数は、日本は世界で8位。オウム真理教関連事件で教祖や幹部の死刑執行が相次いで行われています。

※公務員の人権は、制限される個別の人権（政治活動の自由（猿払事件、堀越事件（憲法④で検討））、労働基本権（全農林警職法事件（憲法⑤で検討）））のところで触れます。

私人間の人権保障 ☆☆

◆学習ナビ

- ・憲法は公権力の濫用を防止するためのルールです。しかし、私人の間でも力関係に大きな差がある場合があります、人権侵害の恐れがあります。どうすればそれを阻止できるかをここでは学んでいきます。
- ・本来私人間の問題は私法で解決すべきです。そこに公法である憲法の人権保障の趣旨を及ぼしていくための判例の工夫を学びましょう。

論点

私人間のトラブルに、**公法**たる憲法を適用してよいか（**憲法の適用範囲**の問題）

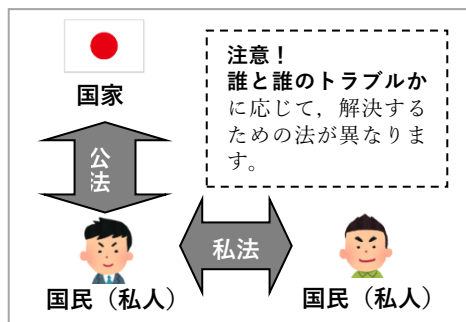
ex.誰に部屋を貸すか家主が選り好みした

→憲法14条（平等権）違反？

＜問題の所在＞

人権を侵害している者にも人権が保障されています。

↓そのため、
仮に憲法を**直接適用**すると、人権を侵害している者の人権も失われるおそれがあることから問題となります。



憲法の目的（**公権力の濫用を防止**し、国民の人権を守る）

↓とすれば、

私人間には、**憲法は一切適用されない**とも思える（**無効力説**）。

↓しかし、

大企業やマスコミ等**社会的権力**（巨大な私人）による不当解雇や名誉毀損などの**人権侵害**を野放しにはできない。

↓そこで、

私人間にも、**憲法を直接適用すべき**との考えもある（**直接適用説**）。

↓しかしそれでは、

私的自治の原則（私的取引においては、私人間の自由な経済活動を保障するため、私人の意思を最大限尊重すべき）に反する。

↓そこで、

判例：私法の解釈に**憲法の趣旨**を取り込み、私法を通して**間接的に私人間に憲法を適用する**（**間接適用説**）。 ∵ **個人の人権保障と私的自治の要請との調和**

ex.女子若年定年制は、民法90条の「公序良俗」に反するといえるので、**違法・無効**

注意！

民法（法律）に違反するので、**違憲**ではなく**違法（無効）**となることに注意してください。

語句チェック：公法とは、国家と国民間や国家機関同士など**国家がらみ**の法律関係に適用されるルール、私法とは、**私人間の法律関係**に適用されるルールです。

判例

日産自動車（男女別定年制）事件

（最判昭56.3.24）

<事案>

会社の就業規則上、**定年年齢**につき**男女間で5歳の差**があった。定年退職を命じられた女性従業員が、かかる**就業規則**は法の下での平等を定めた**憲法14条**に違反するとして提訴した。

憲法14条「法の下での平等」



民法90条「公序良俗」違反



女子若年定年制を定めた就業規則



日産自動車



定年退職処分



女性従業員

<判旨>

女子従業員の担当職務は相当広範囲にわたっていて、女子従業員の全体を会社に対する**貢献度**の上から**ない従業員とは断定する根拠はない**。

↓さらに、

少なくとも60歳前後までは、男女とも通常の職務であれば企業経営上要求される**職務遂行能力**に欠けるところはない。

↓そのため、

各個人の労働能力の差異に応じた取扱がされるのは格別、一律に従業員として不適格とみて企業外へ排除するまでの理由はない。

↓そうすると、

定年年齢において**女子を差別しなければならない合理的理由は認められない**。

↓したがって、

就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、**性別のみによる不合理な差別**を定めたものとして**民法90条の規定により無効**である。

民法90条（当時）

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、**無効**とする。

過去問

男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める会社の就業規則の規定は、当該会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められない限り、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である。（国般平30）（○）

判例

三菱樹脂事件

《学生運動歴を理由とする本採用拒否の適法性》（最大判昭48.12.12）

<事案>

学生が、学生運動歴を隠して就職活動し、採用されたが、試用期間中に、学生運動歴が発覚したので、会社は、それを理由として、本採用を拒否した。

<判旨>

企業には、営業活動の一環として、いかなる労働者を雇うかの自由（雇用の自由）がある。

↓とすれば、

企業が特定の思想信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも違法ではない（適法）。

↓したがって、

企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、違法ではない（適法）。

過去問

企業者は、自己の営業のために労働者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、原則としてこれを自由に決定することができるが、特定の思想、信条を有する者をそのことを理由に雇い入れることを拒んだ場合には、思想、信条による差別に当たり、直ちに違法となる。

（裁判所平29）

（×）

注意！

最高裁は、本採用拒否は雇入れ後の解雇にあたるとして、原審に差戻しをしています。

日産自動車事件と三菱樹脂事件との違いは、企業側の利益と労働者側の被る不利益の調整から、区別に合理性があるかどうかにあります。

判例

昭和女子大事件 《政治活動を制限する学則の適法性》（最判昭49.7.19）

<事案>

学生が、大学が学則で届出制とする政治活動（署名活動）を無届出で行ったこと、許可なく学外の団体に加入したことにより登校禁止処分を受け、その後、かかる処分を受けたことにつきマスコミ等に公表したことから、大学から退学処分を受けた。

<判旨>

大学にはその設置目的を達成するために必要な事項を学則により制定し、在学する学生を規律する包括的権能がある

↓とすれば、

学生としてもまた、当該大学において教育を受けるかぎり、かかる規律に服することを義務づけられる。

↓したがって、

学生運動を規制する生活要録は不合理なものではなく、無効とすることはできない。

↓また、

退学処分も社会通念上合理性を欠くものとはいえず、違法ではない（適法）。

過去問

国公立大学においては、その設置目的を達成するために学則等を一方的に制定し、学生を規律する包括的権能が認められるが、私立大学においては、そのような包括的権能は認められず、同様の行為を行うことは、社会通念に照らして合理的と認められる範囲を超え許されない。

(税・財・労平27)

(×)

判例

百里基地訴訟 《自衛隊の基地用地の取得のための土地売買の適法性》

(最判平元.6.20)

<事案>

自衛隊の基地用地として私人と国との間で締結された**土地売買契約**の有効性が問題となった。

<判旨>

憲法9条は、その憲法規範として有する性格上、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではなく、人権規定と同様、**私法上の行為に対しては直接適用されるものではない。**

↓この点、

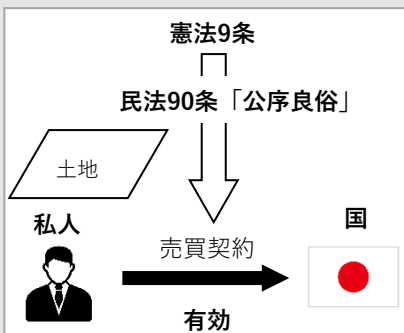
国が行政の主体としてではなく、**私人と対等な立場にた**って行う契約は、公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法9条は**直接適用されず、私法の適用を受けるにすぎない。**

↓そして、

基地用地の取得のための土地の売買契約は、契約当時、「公序良俗」に反するとまではいえない。

↓したがって、

売買契約は有効である。



注意！

百里基地訴訟は、他の事例と異なり、**国と私人とのトラブルに私法たる民法が適用されるかが問題となることに注意しましょう！**

※**間接適用説**に立っても、私人間に**直接適用**されることを予定した条文があることに注意！

- ①投票の秘密（15条4項）
- ②奴隷的拘束および苦役からの自由（18条）
- ③児童の酷使の禁止（27条3項）
- ④労働基本権（28条）

過去問

間接適用説は、憲法の人権規定は民法の公序良俗規定のような私法の一般条項を介して私人間に間接的に適用されるものであり、私人間に直接適用される憲法の人権規定は存しないとする説である。

(東京都平19)

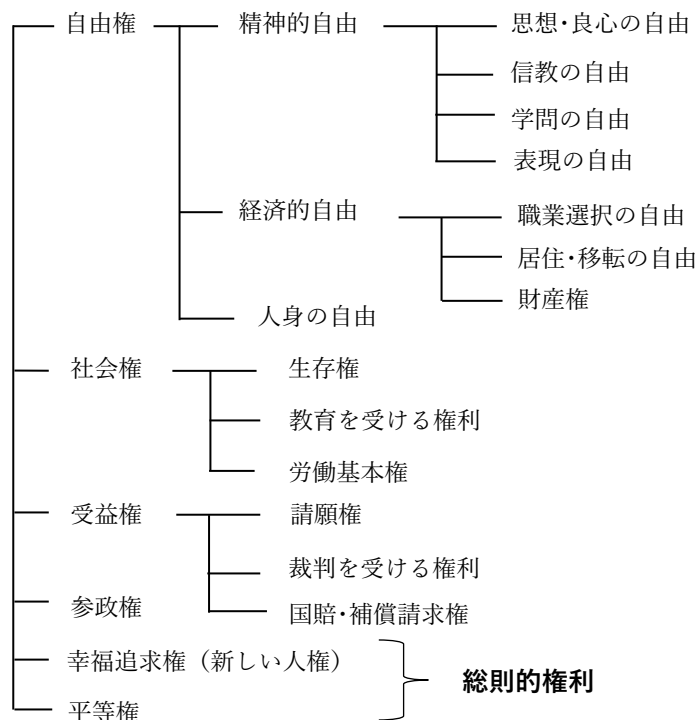
(×)

総則的権利

◆学習ナビ

- ・ここでは、表現の自由などの個別の人権ではなく、国家から差別的に扱われないこと（平等権）や、個別の条文を持たない新しい人権について学んでいきます。これらを総則的権利と呼びます。
- ・人権の分類では、どの人権がどこに位置づけられるかをしっかり押さえましょう！

◆人権の分類



生命・自由・幸福追求の権利☆☆

◆学習ナビ

- ・時代の変化や国民の価値観の変化に伴い、明文こそないものの人権として保障しなければならない利益が誕生します。そういった利益をどうやって人権として保障していくのかを学んでください。

1. 幸福追求権（13条後段）の位置づけ ☆☆

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

通説：幸福追求権（13条後段）は、**新しい人権（憲法制定後、新たに認識されてきた生活利益で、個別の根拠条文を持たないもの）の根拠となる一般的かつ包括的な権利**である

∴①社会の変化に伴い、個人の尊厳の達成に必要だと認識されるようになった利益は、**人権として保障する必要あり**

②14条以下は、**歴史的に重要な人権を例示したに過ぎず、限定する趣旨ではない**

語句チェック：一般的**な権利**とは、幸福追求権が個別の人権とは、一般法と特別法の関係にあり、後者の保障が及ばない権利を保障する意味を持つ。**包括的な権利**とは、いくつも権利が保障されるという意味である。

過去問

個人の尊重の原理に基づく幸福追求権は、憲法に列举されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、この幸福追求権によって根拠づけられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる**具体的権利**である。(国般平27) (○)

2. 13条後段で保障される新しい人権 ☆☆

論点

新しい人権を認めるための基準

人権保障を徹底すれば、あらゆる利益を広く人権として保障すべきとも思える。

↓しかし、

①安易に新しい人権を認めると、人権全体の**価値が相対的に低下**し、かえって、国家による人権侵害を許してしまう（**人権のインフレ化**）。

②人権として認めるには、誰もが人権として享受できるという**普遍性**が必要である。

↓そこで、

人格的生存に不可欠な利益に限り保障される（通説）。

そして、何がそのような利益にあたるかは、**個別に検討**する。

過去問

幸福追求権は、人格的生存に必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な権利であり、個別的人権規定との関係では、個別的人権の保障が及ばない場合における**補充的な保障機能**を果たすものとされている。(国般平27) (○)

(1) プライバシー権

注意！

最高裁判例はプライバシー権を明確に定義づけてはいませんが、前科を公表されない権利等個人情報の一部を実質的には人権として認めています。

論点 意義

通説：自己の情報をコントロールする権利（情報プライバシー権）

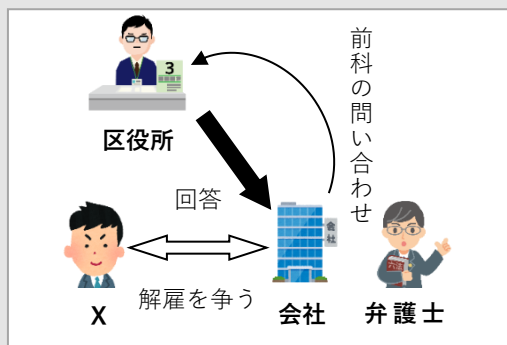
∴今日の情報化社会の時代において、個人に関する情報が国家により管理されているから

判例

前科照会事件 《区役所が住民の前科を回答したことの是非》 （最判昭56.4.14）

<事案>

自動車学校の教員Xは解雇されたので、学校を被告として解雇の無効を争い提訴。学校側の弁護士が弁護士会を通してXの前科を問い合わせたところ、区役所がXの前科をすべて回答した。



<判旨>

前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接かわる事柄である。

↓とすれば、

前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する

↓したがって、

市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる。

過去問

前科は、人の名誉、信用に関わる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科をみだりに漏えいしてはならない。（裁判所平27）（○）

判例

ノンフィクション「逆転」事件 《著作における実名使用の適法性》（最判平6.2.8）

<事案>

傷害致死事件を起こして有罪となり服役したXが、ノンフィクション作品の中で、**自己の実名が使われていたため精神的苦痛を被ったとして**、作家Yに対し慰謝料の支払いを求めた。

Y 損害賠償請求 X



<判旨>

有罪判決受け、服役した者は、**みだりに前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する。**

↓そこで、

Yの著作が違法かどうかは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきであり、**前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる。**

↓この点、

既に**実刑判決が確定し服役を終えた事件**であり、Xは**公人ではないので、実名使用の必要性はない**。他方で、社会復帰に努めていたXの、**前科を公表されない利益は重大である。**

↓したがって、

Yの著作は**違法**（Xの慰謝料請求を認めた）

過去問

ある者の前科等にかかわる事実が著作物で実名を使用して公表された場合に、その者のその後の生活状況、当該刑事事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その者の当事者としての重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性を併せて判断し、当該前科等にかかわる事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するときは、その者はその公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる。（国般平21）(○)

判例

住基ネット訴訟 《住基ネットの合憲性》（最判平20.3.6）

<判旨>

住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、「**氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報**」に住民票コード及び変更情報を加えたものに過ぎない。

↓これらは、

人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者に**当然開示が予定されている情報**にとどまり、いずれも**個人の内面にかかわるような秘匿性の高い情報**とはいえない。

また、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずには又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される**具体的な危険が生じているということもできない。**

↓したがって、

憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由に反しない

過去問

氏名等の個人情報を政府が一元管理する住民基本台帳ネットワークをめぐる訴訟で、最高裁判所は、何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない権利を有し、本ネットワークにおける本人確認情報には秘匿性の高い情報が含まれるとし、本人の意思によりその情報を削除できるとした。(国税・労基(教養)平23) (×)

語句チェック：住民基本台帳ネットワークとは、行政サービスの合理化のため、地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピューターネットワークを介して共有するシステムです。

判例

早稲田大学名簿無断提出事件 (最判平15.9.12)

<事案>

中国の国家主席の講演会の**参加者名簿**(学籍番号、氏名等記入)を、警備上の必要性から**大学が警察へ参加者の承諾なく提出した**。

注意！

情報として秘匿すべき要請は低いとの認定は住基ネット訴訟と同じですが、こちらは**プライバシー侵害を認定しました**。

<判旨>

学籍番号や住所、氏名等は、**大学が個人識別等を行う限りにおいては、秘匿すべき要請が高くない個人情報**である。

↓しかし、

自己が欲しない他者へみだりに開示されたくないとの期待は保護すべきであるから、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。

↓また、

大学側が名簿を警察へ提出する旨を**事前に参加希望者に開示について承諾を求めることは容易であった**。

↓そこで、

参加者のプライバシーを侵害したものと不法行為を構成する。

過去問

学生の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような個人情報についても、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるから、学生に無断で外国要人の講演会への参加申込名簿を警察に提出した大学の行為はプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。(裁判所平27) (○)

(2) 肖像権

意義

肖像権＝承諾なしにみだりにその容貌、姿態を撮影されない自由

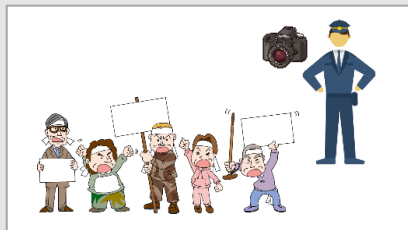
判例

京都府学連デモ事件

《警察による写真撮影の可否》（最大判昭44.12.24）

< 事案 >

デモ隊がデモの許可条件に違反したことの証拠保全として、警察が裁判官の令状もデモ隊の承諾もなく行った写真撮影の合憲性が問題となった。



< 判旨 >

肖像権と称するかどうかは別として、何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する。

↓したがって、

警察官が**正当な理由もなく**個人の容ぼう等を撮影することは、**憲法13条の趣旨に反し許されない**。

↓しかし、

現に犯罪が行われもしくは行われた後間がないと認められる場合で、証拠保全の必要性・緊急性があり、相当な方法で撮影されたときには、**対象者の承諾がなく、又、裁判官の令状がなくとも許される**。

↓さらに、

対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある**第三者である個人の容ぼう等を含むことになっても、憲法13条、35条に違反しない（合憲）**。

過去問

個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有しており、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反し許されないとするのが判例である。（財務平29）（○）

（３）名誉権

→人権として保障される ∵個人がその尊厳を保って生きていくためには**不可欠な利益**

語句チェック：名誉とは、その人に対する**社会の評価**のことです。

（４）環境権

→判例は、人権として保障されるかどうかについて、**言及していない**。

∵①環境権の**概念**が不明確、②**原告適格**の認められる範囲が不明確

注意！

航空機の離着陸の騒音に悩まされていた**空港周辺の住民**が、**環境権を根拠に夜間の飛行の差止**を求めた事件（大阪空港訴訟：最大判昭56.12.16）で、判例は**環境権には言及していません**。

(5) 自己決定権

判例

エホバの証人輸血拒否事件 《宗教的信条に基づく輸血拒否》 (最判平12.2.29)

<事案>

患者が宗教的信条に基づいて無輸血手術を求めたが、医師は、輸血以外に救命手段がない場合には輸血する方針を採っていたにもかかわらずその旨を伝えなかった。手術中に出血多量となり、輸血を行った。患者側は精神的苦痛を理由に損害賠償請求した。

<判旨>

輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、**輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思**を有している場合、このような意思決定をする権利は、**人格権の一内容として尊重されなければならない**。

↓とすれば、

医師は、輸血する方針をとっている旨を説明し、手術を受けるか否かを**患者自身の意思決定に委ねるべき**であった。

↓したがって、

説明を怠ったことにより、**意思決定をする権利を奪ったもの**といわざるを得ず、この点において**患者の人格権を侵害したものとして、患者がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負う** (不法行為責任 民法710条)。

注意！

判例は、自己決定権としてではなく**人格権の一内容**として尊重していることに注意しましょう！

過去問

患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないとするのが判例である。(財務平29) (○)

判例

どぶろく事件 《自己消費目的での製造も規制する酒税法の合憲性》 (最判平元.12.14)

<事案>

酒税法が製造目的のいかんを問わず一律に酒類製造を免許制の対象としていることの合憲性

<判旨>

自己消費を目的とする製造を放任すると、**酒税の徴収確保に支障を生じる**ので、一律に免許の対象とせざるを得ない。

↓したがって、

本件免許制は、著しく不合理であることが明白といえず、憲法31条、13条に違反しない(合憲)。

<問題の所在>

酒税は酒を**販売するときに問題**となります

↓とすれば、

自己消費目的ならば、製造を規制する必要がないのではないのでしょうか？

注意！

判例は、どぶろくを作る権利を**人権と認めるかどうか**については明言を避けています。

法の下の平等 ☆☆☆

◆学習ナビ

- ・本試験で超頻出のテーマです。判例中心の学習になります。特に議員定数不均衡は、ニュースでも頻繁に取り上げられますが、理論が難しいので、きちんと理解しましょう。

1. 法の下の平等の意味 ☆☆☆

憲法14条

- ① すべて国民は、**法の下に平等**であつて、**人種、信条、性別、社会的身分又は門地**により、**政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない**。

論点

法の「下」の平等の意味

文言からは**法適用**の平等だけ保障しているようにも見える。

↓しかし、

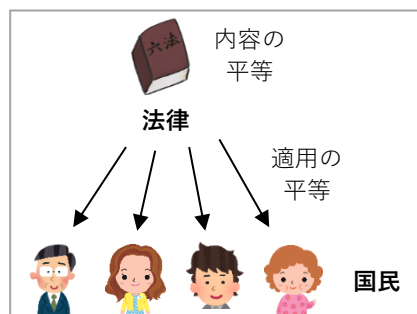
内容が不平等な法律をいくら平等に適用しても、かえって不平等になるだけである。

↓そこで、

法適用の平等のみならず、**法内容**の平等をも保障していると解する。

↓したがって、

憲法14条は**立法者（国会）をも拘束する**



論点

法の下「平等」の意味

平等権の保障を徹底すると、**差別を一切認めない絶対的平等**を意味するとも思える。

↓しかし、

個人の差を無視して一律に扱うのは、かえって不平等となるおそれがある。

↓そこで、

各人の差異に着目して、その**差異に応じた合理的差別を許容する相対的平等**と解すべきである。

ex. 所得税の累進課税、未成年者の禁煙・禁酒、女性労働者の出産前後の休暇

レベルアップ！！

<平等概念の変遷>

形式的平等（すべての個人を法的に均等に扱えば足りる＝**機会の平等**）

↓しかし、

資本主義の進展に伴い、貧富の差が拡大

↓そこで、

実質的平等（社会的経済的弱者に厚い保護を与えて現実の**実質的不平等状態を是正する＝条件の平等**）

論点

14①後段の列举事由（人種、信条、性別、社会的身分、門地）は、**限定列举か例示列举か？**

→**例示列举**（それ以外（ex.年齢、学歴、財産）による差別も、原則違憲）

∴平等権の保障の徹底

過去問

憲法14条1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることは何ら同項の否定するところではない。（国般平30）（○）

2. 重要判例 ☆☆☆

論点

合理的差別かどうかの判断基準

- ①差別の**目的に合理性**があること
- ②差別内容に**手段としての合理性**があること

ex. 未成年者飲酒禁止法

- ①心身とも未成熟な未成年者の保護→合理性あり
- ②禁酒は20歳未満→合理性あり

判例

尊属殺重罰規定違憲判決 《旧刑法200条の合憲性》（最大判昭48.4.4）

<事案>

尊属殺（ex.親殺し）は普通殺に比べて、**非常に刑が重かった**（普通殺の法定刑は死刑または無期もしくは3年以上の懲役であったのに対し、尊属殺は死刑か無期懲役しかなかった）。父の性的虐待に耐えかねた娘が父を殺して自首した。

<判旨>

立法**目的は尊属の尊重報恩→合理性あり**

↓しかし、

法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺の法定刑に比し**著しく不合理な差別的取扱いをするもの**と認められる（＝**加重の程度が極端**なので、目的達成手段としての**合理性なし**）。

↓したがって、

重罰規定は憲法14条1項に違反する（違憲）。

過去問

尊属殺重罰規定は、尊属を卑属又はその配偶者が殺害することを一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より嚴重に処罰し、もって特に強くこれを禁圧しようとするものであるが、かかる立法目的は、一種の身分制道徳の見地に立脚するものであって、個人の尊厳と人格価値の平等を基本理念とする憲法に違反する。（財・労平25）（×）

注意！

尊属**傷害致死**重罰規定は**合憲**です（法定刑の加重の程度の差はあまりないから）

判例

衆議院議員定数不均衡訴訟①

《当選者一人当たりの人口に選挙区により差があること（投票価値の差）の合憲性》
(最大判昭51.4.14)

<事案>

議員一人当たりの有権者数の比が約
5対1の公職選挙法の定数配分規定
が、**8年間**は正されなかった場合の
合憲性が問題となった。

	農村部の選挙区	都市部の選挙区
有権者	1万人	5万人
当選者数	1人	1人
投票価値の差	5	1

論点

投票価値の平等は憲法上の要請か？

1人1票の原則（数の平等）を無意味なものにしないためには、**価値の平等**をも保障すべきである。

↓また、

選挙権の重要性→国民が**政治的価値においても平等**であることを要請している。

↓したがって、

投票価値の平等も保障される（判例）

※価値の平等を達成する手段 ①**定数（当選者数）の増減**、②**選挙区割りの変更**

過去問

各選挙人の投票価値の平等は憲法の要求するところであり、投票価値の不平等が、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているときは、特段の正当化理由がない限り、憲法違反となる。(裁判所平29)

(○)

憲法47条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の**選挙に関する事項は、法律でこれを定める。**

論点

各選挙区で**投票価値を全く同じ（1：1）**にしなければならないか

確かに、**1：1（どの選挙区で投票しても投票価値が同じ）**が理想ではある。

↓しかし、

国会が、選挙制度を決める（47）にあたり考慮しなければならないのは、**投票価値の平等だけではない。**

∴選挙区としての**従来からの実績や地理的状況、面積の大小**や選挙区割りの基準が市区町村単位であることは無視できない。

↓したがって、

数的に完全に同一であることまでも要求するものではない（判例）。

論点

違憲かどうかの判断基準

格差が一般的に合理性を有するものとは到底考えられない程度に達しているときは、
国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定される、という基準（判例）

↓具体的には、

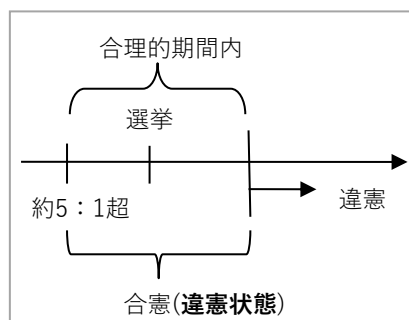
①格差が約5対1を超えたこと　＋

②格差の是正に必要な合理的期間の経過

本件では、8年間も是正されなかったので、違憲

注意！

格差が約5：1を超えれば直ちに違憲というわけではありません。是正に必要な合理的期間が経過していなければ、合憲です（ただし判例は、違憲状態という言い方をします）。



論点

違憲となる範囲

<問題の所在>

5：1を超えた選挙区の配分規定だけが違憲となるのでしょうか？

→配分規定全体として違憲となる（判例）

∵議員定数の配分は、すべての選挙区が有機的に関連しているから

憲法98条

① この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律…国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

論点

配分規定が違憲と判断された場合、選挙自体の有効性

本来は違憲＝選挙も無効となるはず（98①）

↓しかし、

選挙を無効とすると国会議員が不在となり違憲状態は是正されず、かえって、
政治的混乱を招く。

↓そこで、

定数配分規定が違憲でも、選挙自体は無効としない（事情判決の法理の援用：判例）

∵法的安定性確保

過去問

最高裁判所は、衆議院議員選挙について、投票価値の不平等が国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合で、かつ、人口の変動の状態を考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われなるときには違憲となり、当該選挙自体が無効となるとした。

（税・労平18）

（×）

語句チェック：事情判決とは、処分等が違法ではあるが、これを取り消すことで公益に著しい障害を生ずる場合に、一切の事情を考慮した上で、処分等を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときに請求を棄却する判決です（行政法で学びます）。

判例

衆議院議員定数不均衡訴訟② 《合理的期間内かどうかの判断基準》（最大判平25.11.20）

<事案>

格差が2.3対1

注意！

合理的期間内かどうかは、判例は単に期間の問題だけではなく、国会が格差是正の努力をしているかどうかも考慮して判断します。

<判旨>

2.3対1の格差は、違憲状態である。

↓そして、

1人別枠方式には合理性がなくなったとの最高裁判決（最大判平23.3.23）を受け、国会が1人別枠方式を定めた規定を削除した。

↓また、

定数の0増5減による定数配分の見直しが行われた（衆議院議員数が480人から475人に削減された）。

↓したがって、

合理的期間内には是正がなされなかったとはいえず、違憲状態にとどまる。

判例

参議院議員定数不均衡訴訟（最大判平24.10.17）

<事案>

格差が約5対1

憲法43条

- ① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

注意！

6対1の格差までは合憲としていた従来の判例を変更した近時の判例です。衆議院と参議院の異質性（都道府県代表的性格）を強調していた従来の考えを改めて、同質性を強調する内容になっています。また、最大判平26.11.26も同様の判断をしています。

<判旨>

両院とも政党に重きを置いた選挙制度改革がなされ、選挙区と比例区の組合せという類似した選出方法がとられ、同質的な選挙制度となっている。

↓さらに、

急速に変化する社会情勢の下で、議員の任期の長い参院の役割はこれまでにも増して大きくなっている。

↓とすれば、

参院選であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべきではなく、最大格差約5倍の投票価値の不均衡は、違憲状態である。

↓しかし、

制度の見直しに十分な期間が経過していたとはいえず、本件選挙までの期間に定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、違憲とまでは言えない。

↓今後は、

より適切な民意の反映が可能になるよう、一部の選挙区の定数増減にとどまらず、都道府県単位の選挙区割りを改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体を見直す立法措置をとる必要がある。

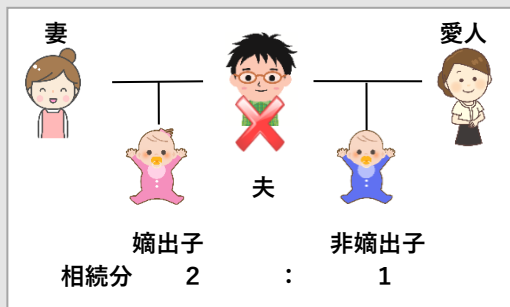
語句チェック：1人別枠方式とは、人口比例で定数を配分することによる過疎地の定数の急激な減少への配慮から、小選挙区300議席（当時）のうち47都道府県に1議席を別枠として割当て、残り253議席（当時）を人口に比例して配分する方式です。

判例

非嫡出子の相続分差別

《嫡出子と非嫡出子とで相続分に2:1の差がある旧民法900条4号ただし書の合憲性》

(最大決平25.9.4)



旧民法900条

④ …。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし…

<判旨>

相続制度をどのように定めるかは、**各国の伝統や社会事情、国民感情等を総合的に考慮したうえで、立法府の合理的な裁量判断に委ねられている。**

↓この点、
婚姻、家族の形態は著しく多様化し、国民の意識の多様化も大きく進んでいる。

↓さらに、
法律婚という制度自体は定着しているとしても、**父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択、修正する余地のないことを理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されない。**

↓したがって、
平成13年7月当時において、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する**合理的根拠は失われており、憲法14条1項に違反する（違憲）。**

語句チェック：嫡出子（婚内子）とは婚姻関係にある男女間の子、非嫡出子（婚外子）とは婚姻関係にない男女間の子のことです。

過去問

嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とすることは、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことになり許されないから、憲法第14条1項に反し違憲である。（財平28）
(○)

判例

女性の再婚禁止期間

(最大判平27.12.16)

民法733条

- ① 女は、前婚の解消又は取消しの日から6か月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

民法772条

- ① 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。
② 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

<判旨>

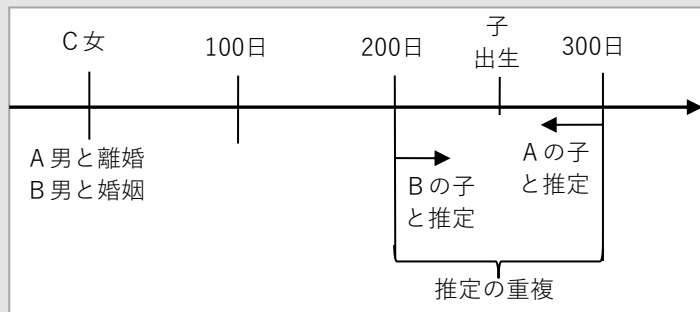
再婚禁止期間は、父子関係をめぐる紛争（推定の重複）を防止するために存在意義があり、このような立法目的には合理性を認めることができる。

↓しかし、

女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避される。

↓したがって、

民法733条の再婚禁止期間のうち100日を超える部分は違憲である（違憲）。



注意！

判例は、民法733条の再婚禁止期間のうち、100日を超える部分だけ違憲としています（100日までは、なお合憲）。

判例

夫婦同氏規定の合憲性

(最大判平27.12.16)

民法750条

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

<問題の所在>

条文上は夫の氏に限定していませんが、実際には、ほぼ夫の氏を称し、妻が氏を変更しており、男女差別の温床となっていることから問題となります。

<判旨>

氏をその個人の属する集団（家族）を想起させるものとして一つに定めることに合理性がある。

↓また、

夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではない。

↓したがって、

民法750条は憲法14条1項に違反しない（合憲）。

↓ただし、

選択的夫婦別姓制度に合理性がないわけではなく、制度のあり方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である。

判例

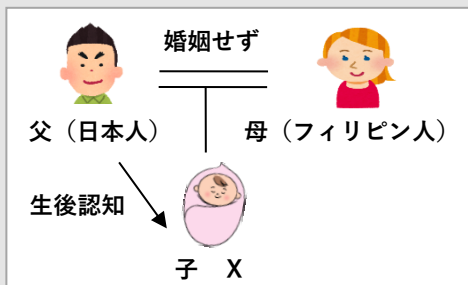
旧国籍法3条1項違憲判決（最大判平20.6.4）

<問題の所在>

国籍法上出生時に父または母が日本人なら子も日本人になるとされ、民法上父母が婚姻していなくても父が認知すれば父子関係は生ずるとされているのに、旧国籍法は日本国籍取得の要件としてさらに父母の婚姻を要件としていました。

<事案>

日本人男性とフィリピン人女性との間に生まれたXは、出生後父に認知されたことを理由に日本国籍の取得届を提出した。しかし、旧国籍法では、父のみが日本国民の場合、父母が婚姻関係になく出生後に父から認知された場合、父母が婚姻し嫡出子たる身分を取得したときに限り日本国籍を取得するとされていた。そこで、Xは、かかる旧国籍法は不合理な差別であるとして出訴した。



<判旨>

立法目的は、我が国と密接な結びつきがある者に限り日本国籍を取得させるというものであり、**合理性がある**。

↓しかし、

立法目的達成**手段**としての**父母の婚姻の要件**は、家族生活や親子関係の実態からの社会的状況の変化や国際化の進展などの内外の社会環境の変化に照らしてみると、**立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっている**。

↓また、

父母の婚姻という、子にはどうすることもできない父母の身分行為が行われない限り、日本国籍の取得を認めないとしている点は、今日においては、**立法府に与えられた裁量権を考慮しても、立法目的との合理的関連性の認められる範囲を著しく超える手段を採用しているものというほかなく、その結果、不合理な差別を生じさせているものといわざるを得ない**。

↓したがって、

本件区別は**合理的理由のない差別**にあたり、**憲法14条1項に違反する（違憲）**。

過去問

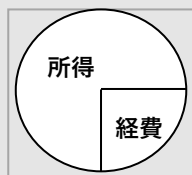
国籍法の規定が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と嫡出子たる身分を取得した子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、父母両系血統主義の尊重を通じ家族秩序を維持することを目的とするものであるが、その立法目的自体に合理的な根拠が認められず、かつ、我が国を取り巻く国内的、国際的な社会環境等の変化に照らせば、当該区別と立法目的との間の合理的関連性を欠くものとなっており、憲法14条1項に違反する。（国家総合平26）（×）

判例

サラリーマン税金訴訟① 《給与所得控除制度の合憲性》（最大判昭60.3.27）

<事案>

サラリーマンの課税方式（給与所得控除制度＝必要経費の扱いは**概算控除**）は、事業所得者の方式（確定申告制度＝必要経費の扱いは**実額控除**）に比べ著しく不公平な税負担を課しているとして、大学教授（サラリーマン）が提訴した。



<判旨>

租税法の定立については、**立法府の政策的・技術的判断を尊重せざるを得ない。**

↓とすれば、

取扱いの区別は、その**立法目的が正当なものであり**、かつ、当該立法において具体的に採用された**区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず**、これを憲法14条1項の規定に違反するものということとはできない

↓この点、

給与所得者と事業所得者等との租税負担の均衡に配慮した**目的は正当性あり**。また、**手段としても相当性を欠くことが明らかであるということとはできない。**

↓したがって、

所得税法が、必要経費の控除について事業所得者との間に設けた**区別は合理的なものであり、憲法14条1項の規定に違反するものではない（合憲）。**

過去問

旧所得税法が給与所得にかかる必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた目的は、給与所得者と事業所得者等との租税負担の均衡に配慮したものであるが、給与所得者と事業所得者等との区別の態様が正当ではなく、かつ、著しく不合理であることが明らかため、憲法の規定に違反する。（特別区平26）
(×)

判例

サラリーマン税金訴訟② 《所得の捕捉の不均衡の合憲性》（最大判昭60.3.27）

<事案>

事業所得等の申告納税方式に係る所得の捕捉率に比し**給与所得の捕捉率が極めて高くなる**という仕組みになっており、給与所得者に対し所得税負担の不当なしわ寄せを行っているとして、大学教授（サラリーマン）が提訴した。

<判旨>

所得の捕捉の不均衡の問題は、原則的には、**税務行政の適正な執行により是正されるべき性質のものである。**

↓とすれば、

捕捉率の**較差が正義衡平の観念に反する程に著しく**、かつ、それが**長年にわたり恒常的に存在して租税法自体に基因していると認められるような場合でない限り**、租税法そのものを違憲ならしめるものとはいえない。

↓したがって、

捕捉率の較差の存在をもって本件課税規定が**憲法14条1項の規定に違反するということとはできない（合憲）。**

過去問

旧所得税法の規定による事業所得等と給与所得との間の所得捕捉率の較差は、それが正義衡平の觀念に著しく反し、かつ、それが長年にわたり恒常的に存在して租税法自体に基因していると認められるような場合であっても違憲にはならないとした。(特別区平22) (×)

判例

東京都売春等取締条例事件

《自治体により刑罰に差があることの合憲性》 (最大判昭33.10.15)

<事案>

東京都売春等取締条例に違反するとして罰金刑を課せられた者が、**地域によって異なる取り扱いをするのは、平等原則に違反すると主張した。**

憲法94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で**条例を制定することができる。**

<判旨>

憲法自身が各地方公共団体に条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期される。

↓とすれば、

かかる差別は憲法みずから容認するところである。

↓したがって、

地方公共団体が売春の取締について各別に条例を制定する結果、その取扱に差別が生ずることがあっても、**地域差の故をもって違憲ということはできない(合憲)。**

過去問

憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別が生じることは当然予期されることであるから、かかる差別は憲法自らが容認するところであると解すべきであって、地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、その取扱いに差別が生じることがあっても、地域差を理由に憲法に違反するということとはできない。(財・労平25) (○)

憲法 チェックシート 第2回

特別権力関係	
☐ ☐ 在監者の閲読の自由の制限の違憲審査基準は？	相当の蓋然性の基準
☐ ☐ 新聞の記事の抹消の合憲性（よど号ハイジャック新聞記事抹消事件）	合憲
☐ ☐ 監獄内の喫煙禁止の合憲性	合憲
☐ ☐ 死刑確定者の信書発受の制限	適法
私人間効力	
☐ ☐ 私人間に憲法を適用できるか？	私法の解釈に憲法の趣旨を取り込み、私法を通して間接的に私人間に憲法を適用する（間接適用説）。
☐ ☐ 企業が特定の思想・信条を有する学生の雇入れを拒否した（三菱樹脂事件）	適法
☐ ☐ 定年年齢につき男女間で差がある就業規則（日産自動車事件）	違法
☐ ☐ 政治活動を規制する大学の生活要録に違反した学生の退学処分（昭和女子大事件）	適法
☐ ☐ 自衛隊の基地建設のために国が私人から土地を譲り受ける行為（百里基地訴訟）	適法
☐ ☐ 私人間にも直接適用される条文は？	投票の秘密，奴隸的拘束からの自由，児童の酷使の禁止，労働基本権
幸福追求権（新しい人権）	
☐ ☐ 13条により新しい人権として保障される基準は？	人格的生存に不可欠な利益かどうか
☐ ☐ 肖像権（承諾なしに容貌・姿態を撮影されない自由）は保障されるか	保障される（ただし，犯罪捜査としての写真撮影は一定の要件の下では合憲）
☐ ☐ みだりに指紋押捺を強制されない権利は保障されるか？	保障される
☐ ☐ みだりに前科を公表されない権利は保障されるか？	法律上の保護に値する利益を有する
☐ ☐ 環境権は保障されるか？	判例は言及していない
☐ ☐ 輸血を拒否する権利は保障されるか？	人格権の一内容として尊重される
☐ ☐ 自己消費目的でのどぶろく製造の規制は合憲か？	合憲
☐ ☐ 講演会の参加者名簿を大学が警察へ無断提出すること	プライバシー侵害として違法
☐ ☐ ノンフィクションでの実名使用は？	前科等を公表されない法的利益の侵害として違法
☐ ☐ 住基ネットは合憲か？	合憲

法の下の平等	
□□「法の下」の意味は？	①法適用の平等＋②法内容の平等
□□「平等」の意味は？	相対的平等→合理的差別は合憲
□□後段列举事由は限定列举か例示列举か？	例示列举
□□刑法の尊属殺重罰規定の合憲性	①目的＝合理的 ②手段＝不合理→違憲
□□刑法の尊属傷害致死重罰規定の合憲性	合憲
□□投票価値の平等は憲法上の要請か？	憲法上の要請
□□議員定数不均衡の合憲性の判断基準は？	①格差が約2.3：1を超えたこと（※参議院議員の場合は約5：1を違憲状態とした）＋②改正に必要な合理的期間の経過＝違憲（①に該当するだけの場合は違憲状態（合憲））
□□定数配分規定が違憲となった場合、選挙の効力は？	選挙自体は有効（事情判決の法理の援用）
□□所得税法の給与所得課税制度の合憲性	合憲
□□女性の再婚禁止期間の合憲性	100日を超える部分が違憲
□□夫婦同氏の原則の合憲性	合憲
□□非嫡出子の相続分差別の合憲性	違憲
□□東京都売春等取締条例の合憲性	合憲
□□父のみが日本人で、出生後に認知され、両親が結婚した場合に限って日本国籍を与える国籍法の合憲性	違憲

憲法 ミニテスト 第2回 問題

【問題1】 次のア～オの記述のうち、最も適当なもののみをすべて挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とした民法の規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護を図るものとして合理性があり、今日の社会においても法律婚の尊重の合理性はいっそう高まっており、憲法14条1項に反しない。
- イ．尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑に限ることは、立法目的達成のため必要な限度内であり、普通殺に関する法定刑に比べて、著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められず、法の下の平等に反しない。
- ウ．旧所得税法は事業所得者等にだけ必要経費の実額控除を認め、給与所得者には概算控除を認めているが、このような区別は立法目的において正当であり、態様も合理的であって、法の下の平等に反しない。
- エ．地方公共団体が、法令の範囲内において自主立法である条例を制定する権限を有する結果、それぞれの都道府県ごとに異なる売春取締条例の取締規定が生じ、居住地域によって差別を生ずることになったとしても、法の下の平等に反しない。
- オ．衆議院議員選挙について一票の較差が最大4.99対1に及んでいることが投票価値の平等に反しないかに関しては、投票価値の平等は憲法によって尊重されているにすぎないので、かかる不均衡は投票価値の平等に反しない。

- 1. ア, ウ, オ
- 2. イ, ウ, エ
- 3. ウ, エ, オ
- 4. ウ, エ
- 5. エ

【問題2】 私人間効力に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 私法上の行為の一方当事者が国である場合、国が私人の立場で私法行為を行ったとしても憲法が直接適用されるとするのが判例である。
2. 私企業が私人に対して、特定の思想・信条を持っていることを理由に雇い入れることを拒むのは、憲法14条及び19条に違反して許されないとするのが判例である。
3. 男女別定年制を定めた就業規則は、専ら女子であることのみを理由とした不合理な差別であり、憲法14条に違反して許されないとするのが判例である。
4. 私立大学の定めた生活要録に反した学生が退学となった事件で、学生の政治活動を制限した当該生活要録自体が、憲法19条及び21条に違反するとするのが判例である。
5. 間接適用説に立ったとしても、憲法の基本的人権規定の中には、憲法15条4項、28条のように性質上、私人間に直接適用される規定もある。

憲法 ミニテスト 第2回 解答・解説

【問題1】 解答4

- ア. × 判例は今日では**嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的根拠は失われている**としており、民法900条4号ただし書前段の規定は憲法14条1項に違反するとする（最大決平25.9.4）。
- イ. × 判例は、尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑に限ることは、立法目的達成のため必要な限度をはるかに超え、**普通殺に関する法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱い**をするものと認められ、法の下での平等に反するとしており（最大判昭48.4.4，尊属殺事件），尊属殺の法定刑が普通殺の法定刑に比べて著しく不合理なものであることを認めている。
- ウ. ○ 判例は、「**立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することはできず**」違憲ではないとしており（最大判昭60.3.27，サラリーマン税金訴訟），事業所得者等と給与所得者の間の区別は合理性を欠くものではなく，法の下での平等に反しないことを認めている。
- エ. ○ 判例は，憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上，**地域によって差別を生ずることは当然に予想される**ことであるから，売春取締条例によって地域差が生じても，法の下での平等に反しないとしている（最大判昭33.10.15）。
- オ. × 判例は「法の下での平等は，選挙権に関しては，国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり，……各選挙人の投票の価値の平等もまた，憲法の要求するところである」と判示しており（最大判昭51.4.14），**投票価値の平等**が憲法により尊重されているにとどまらず，**憲法によって保障されている**ことまでを認めている。

以上より，適当なものはウとエなので，正解は4である。

【問題2】 解答5

1. × 判例は、国が私人と対等の立場で行う私法上の行為については当事者の一方が国であったとしても、特段の事情がない限り、**憲法9条の直接適用を受けず**、民法90条の「公の秩序」の内容の一部となって私法の適用を受けるにすぎないとし、間接適用説の立場に立った（最判平元.6.20, 百里基地訴訟事件）。したがって、直接適用されるという点が誤りである。
2. × 憲法の規定は国や地方公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人間を直接規律するものではない。ただし、一方の他方に対する侵害の態様、程度が許容範囲を超える場合にのみ**民法1条・90条に関する諸規定の運用によって調整を図る**という建前がとられている（間接適用説）。そして、本問において判例は、**企業が営業のためいかなる者をいかなる条件で雇うかについて自由に決定できる**としている（最大判昭48.12.12, 三菱樹脂事件）。
3. × 判例は会社の就業規則につき、女子の定年年齢を男子より5年低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、**性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効（＝違法）**であるとしている（最判昭56.3.24, 日産自動車女子若年定年制事件）。（間接適用説を前提として）**憲法14条に反する（＝違憲である）としたのではない**。
4. × 昭和女子大事件に関する記述である。昭和女子大事件において判例は、三菱樹脂事件判決を引用して、間接適用説の立場から「生活要録」は**不合理なものとはいえず、退学処分も懲戒権者の裁量権の範囲内**であるとした。したがって、生活要録自体が19条・21条に反するとしたものではない（最判昭49.7.19, 昭和女子大事件）。
5. ○ 間接適用説に立ったとしても、権利の性質や趣旨、目的などから、私人間においても**直接適用される人権もある**。具体的には、秘密投票（15条4項）、奴隸的拘束の禁止（18条）、児童酷使の禁止（27条3項）、労働基本権（28条）の4つである。

問題編

第1回	人権享有主体性					裁：令2		正答率	95.0%
No. 1	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

人権の享有主体に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．憲法第3章の人権規定は、未成年者にも当然適用される。もともと、未成年者は心身ともにいまだ発達の途上にあり、成人と比較して判断能力も未熟であるため、人権の性質によっては、その保障の範囲や程度が異なることがある。
- イ．強制加入団体である税理士会が行った、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するために、政党など政治資金規制法上の政治団体に金員を寄付するために特別会費を徴収する旨の総会決議は、無効である。
- ウ．強制加入団体である司法書士会が行った、大震災で被災した他県の司法書士会へ復興支援拠出金の寄付をすることとし、そのための特別負担金を徴収する旨の総会決議は、無効である。
- エ．基本的人権の保障は、その権利の性質上許される限り外国人にも及び、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動などを含む全ての政治活動について保障が及ぶ。

- 1. ア, イ
- 2. ア, ウ
- 3. イ, ウ
- 4. イ, エ
- 5. ウ, エ

第1回	人権享有主体性						裁：平 26	正答率	82.8%
No. 2	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /			頻出度	A

外国人の人権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．個人の私生活上の自由の1つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、また、その自由の保障は、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶ。
- イ．政治活動の自由については、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対してもその保障が及ぶ。
- ウ．外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はなく、外国への移住が後にわが国へ帰国ないし再入国することを前提としていることからすれば、わが国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。
- エ．社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、できる限りその保障を及ぼすべきであって、自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されない。
- オ．憲法第93条第2項は、わが国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙の権利を保障したものと解される。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, エ
4. エ, オ
5. ウ, オ

第1回	人権享有主体性			国般：平 25		正答率	92.2%
No. 3	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

法人及び外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用され、また、同章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。
- イ. 法人は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有し、公益法人であり強制加入団体である税理士会が、政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付するために会員から特別会費を徴収することを多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けた上、当該寄付を行うことも、当該寄付が税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものである場合は、税理士会の目的の範囲内の行為として認められる。
- ウ. 会社が、納税の義務を有し自然人たる国民と等しく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はないが、会社による政治資金の寄付は、その巨大な経済的・社会的影響力に鑑みると、政治の動向に不当に影響を与えるおそれがあることから、自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるといえる。
- エ. 政治活動の自由に関する憲法の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動など外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても及ぶことから、法務大臣が、憲法の保障を受ける外国人の政治的行為を、在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることは許されない。
- オ. 地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするものについては、原則として日本国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきであり、外国人が就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

第1回	人権享有主体性					財：平 27		正答率	94.0%
No. 4	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

人権の享有主体に関するア～オの記述のうち妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．天皇も日本国籍を有する日本国民であるため、人間であることに基づいて認められる権利は保障される。したがって、天皇に対して一般国民と異なる特別の制約をすることは認められない。
- イ．憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべきであり、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとするのが判例である。
- ウ．未成年者も日本国民である以上、当然に人権享有主体であると認められる。民法など未成年者に対して一定の制限規定を置いている法律もあるが、憲法上、未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない。
- エ．我が国に在留する外国人には、政治活動の自由についても、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶとするのが判例である。
- オ．憲法上、我が国に在留する外国人に出国の自由が認められる以上、日本国民が外国へ一時旅行する自由を保障されているのと同様、我が国に在留する外国人の再入国の自由も憲法上保障されているとするのが判例である。

1. ア, ウ
2. イ, エ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. エ, オ

第1回	人権享有主体性					区：平 29		正答率	76.0%
No. 5	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

日本国憲法に規定する法人又は外国人の人権に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 法人は自然人ではないが、その活動は自然人を通じて行われ、その効果が究極的に自然人に帰属し、現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていることから、法人にも自然人と同じ程度に全ての人権の保障が及ぶ。
2. 最高裁判所の判例では、税理士会が強制加入である以上、その会員には様々な思想信条を有する者が存在し、会員に要請される協力義務にも限界があるが、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求実現のために税理士会が政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、税理士会の目的の範囲内の行為であり、寄付のため特別会費を徴収する旨の決議は有効であるとした。
3. 人権の前国家的性格や憲法の国際協調主義の観点から、外国人は憲法の保障する人権の享有主体となり得るが、憲法の規定上「何人も」と表現される条項のみ外国人に保障される。
4. 最高裁判所の判例では、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任できるとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別したとはいえず、憲法に違反するとした。
5. 最高裁判所の判例では、現行の生活保護法は、第1条及び第2条において、その適用の対象につき「国民」と定めたものであり、外国人はこれに含まれないと解され、外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しないとした。

第2回	私人間効力					裁：平18		正答率	84.1%
No. 6	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		B	

憲法の私人間効力に関するA説及びB説についてのア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

【A説】憲法の人権規定は、私人間においても直接適用される。

【B説】憲法の人権規定は、私人間においては民法第90条の公序良俗規定のような私法の一般条項を媒介にして間接的に適用される。

ア．A説によれば、私人相互間の関係においては、憲法の人権規定の効力が当該関係のもつ性質の違いに応じて相対化されることになる。

イ．A説は、国家類似の巨大な組織・集団が誕生している現代社会においては、それらの社会的権力から個人の人権を保障する必要性が高いことをより重視している。

ウ．B説に対しては、当事者の合意や契約の自由は最大限に尊重されなければならないから妥当ではないとA説の立場から批判がなされている。

エ．B説によれば、当然に、憲法上のいかなる人権規定も、私人間において直接適用されることはないことになる。

オ．A説に対しては、国家権力に対抗する人権の本質を変質ないし希薄化する結果を招くおそれがあるとの指摘がなされている。

1. ア，ウ
2. ア，エ
3. イ，エ
4. イ，オ
5. ウ，オ

第2回	私人間効力					裁：平 26	正答率	66.9%
No. 7	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	B

人権保障規定の私人間効力に関する次のA・B各説についてのア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか。

A説 人権保障規定が私人間においても直接適用される。

B説 民法90条のような私法の一般条項を媒介として、人権保障規定を私人間において間接的に適用する。

- ア．A説は、人権保障規定を私人間に直接適用することで、私的自治の原則や契約自由の原則がより保障されることになると考えている。
- イ．A説は、私人間における人権保障規定の相対化を認めた場合には、B説と實際上異ならない結果になると批判される。
- ウ．B説は、私人間に直接適用される人権保障規定はないと考えている。
- エ．B説は、人権が、本来、「国家からの自由」として、国家権力に対抗する防御権であったという本質を無視していると批判される。
- オ．判例は、思想・良心の自由を規定する憲法19条について、私人間を直接規律することを予定するものではないとして、A説を否定している。

1. ア, エ
2. イ, オ
3. ア, ウ, オ
4. イ, ウ, エ
5. イ, エ, オ

第2回	幸福追求権					裁：平 20	正答率	95.0%
No. 8	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

憲法第13条に関する次のA～Cの記述について、判例の見解に基づいた場合の正誤の組合せとして最も適当なのはどれか。

- A. 前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するが、弁護士会は、弁護士法に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされているから、市区町村長が、弁護士会から特定の人の前科及び犯罪経歴の照会を受け、これらの事項を報告することは、照会の必要性の有無にかかわらず、許容されるものと解すべきである。
- B. 個人の私生活上の自由として、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するというべきであるが、警察官が個人の容ぼう・姿態を撮影することは、現に犯罪が行われ又は行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意や裁判官の令状の有無にかかわらず、許容されるものと解すべきである。
- C. 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の氏名・住所等の情報は、プライバシーに係る情報ではあるが、基本的には個人の識別などのための単純な情報にとどまるものであって、思想信条や結社の自由等とは無関係であり、他人に知られたくないと感ずる程度の低いものであるから、当該大学が、講演者の警護に万全を期するため、事前に当該学生の承諾を得ることなく、これらの情報を警察に開示することは、その承諾を求めることが困難であったか否かにかかわらず、許容されるものと解すべきである。

A B C

1. 正 正 誤
2. 誤 誤 誤
3. 正 誤 正
4. 誤 正 誤
5. 誤 誤 正

第2回	幸福追求権			税・労：平 21		正答率	81.0%
No. 9	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

憲法第13条に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．警察官による個人の容ぼう等の写真撮影は、現に犯罪が行われ若しくは行われた後に間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、憲法第13条及び第35条に違反しない。
- イ．航空機の離着陸の騒音により身体的・精神的被害を受けている空港周辺住民は、空港の管理者である国に対して、いわゆる環境権に基づき、一定の時間帯について、当該空港を航空機の離着陸に使用させることの差止めを求める民事訴訟を提起することができる。
- ウ．患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合であっても、そもそも医療が患者の治療と救命を第一の目的とするものであることにかんがみると、輸血を伴う医療行為を拒否する意思決定をする権利なるものを人格権の一内容と認めることはできず、医師が、手術の際に他に救命手段がない場合には輸血することを告げないまま手術を行い、当該患者に輸血したとしても、不法行為責任を負うことはない。
- エ．外国国賓による講演会を主催する大学が参加者を募る際に収集した、参加申込者である学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号に係る情報については、当該学生が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるから、当該学生のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。

1. ア
2. ウ
3. ア、エ
4. イ、ウ
5. イ、エ

第2回	幸福追求権			国般：平 21		正答率	93.0%
No. 10	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

幸福追求権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア. 個人の私生活の自由の一つとして、何人も、承諾なしに、みだりに容ぼう・姿態を撮影されない自由を有し、警察官が、正当な理由なく個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反し許されず、速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要があるものの、同乗者の容ぼうを撮影することとなり、その方法が一般的に許容される限度を超えるものであるから、憲法第13条に違反する。
- イ. ある者の前科等にかかわる事実が著作物で実名を使用して公表された場合に、その者のその後の生活状況、当該刑事事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その者の当事者としての重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性を併せて判断し、当該前科等にかかわる事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するときは、その者はその公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる。
- ウ. 前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接かわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成、保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない。
- エ. 憲法第13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有することから、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していない場合には、憲法第13条に違反する。
- オ. 外国国賓による講演会の主催者として、大学が学生から参加者を募る際に収集した、参加申込者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号に係る情報は、他者に対して完全に秘匿されるべき性質のものではなく、単純な個人識別情報であって、その性質上他者に知られたくないと感じる程度が低く、その一方、当該講演会の警備の必要性は高いことから、大学が当該情報を本人に無断で警察に開示した行為は、社会通念上許容される限度を逸脱した違法な行為とまではいえず、不法行為を構成しない。

1. ア, エ
2. イ, ウ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. ウ, オ

第2回	幸福追求権				裁：平 27		正答率	93.0%
No. 11	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

プライバシーの権利に関する次のア～オの記述のうち適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼうを撮影されない自由を有するものであるから、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影するなど正当な理由がある場合であっても、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼうが含まれることは許されない。
- イ．学生の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような個人情報についても、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるから、学生に無断で外国要人の講演会への参加申込名簿を警察に提出した大学の行為はプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。
- ウ．小説の出版等によるプライバシー侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときであっても、小説の出版等の差止めを認めることは憲法第21条第1項に反し許されない。
- エ．前科は、人の名誉、信用に関わる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科をみだりに漏えいしてはならない。
- オ．個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは憲法第13条の趣旨に反して許されず、これを強制する外国人登録法の規定は違憲である。

- 1. ア、イ
- 2. イ、エ
- 3. イ、エ、オ
- 4. ア、ウ、オ
- 5. ウ、エ、オ

第2回	幸福追求権					国般：平 27	正答率	98.0%
No. 12	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

憲法第13条に関するア～オの記述のうち妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし争いのあるものは判例の見解による。

- ア．幸福追求権は、人格的生存に必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な権利であり、個別的人権規定との関係では、個別的人権の保障が及ばない場合における補充的な保障機能を果たすものとされている。
- イ．速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があったとしても、その方法が一般的に許容される限度を超えるものであり、憲法第13条に違反する。
- ウ．個人の尊重の原理に基づく幸福追求権は、憲法に列举されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、この幸福追求権によって根拠付けられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利である。
- エ．前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接に関わる事項であり、前科及び犯罪経歴のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する。
- オ．刑事施設内において未決勾留により拘禁された者の喫煙を禁止することは、逃走又は罪証隠滅の防止という未決勾留の目的に照らし、必要かつ合理的な制限とはいえず、憲法第13条に違反する。

1. ア, オ
2. イ, オ
3. ア, ウ, エ
4. ア, ウ, オ
5. イ, ウ, エ

第2回	幸福追求権			財：平 29			正答率	89.0%
No. 13	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

生命、自由及び幸福追求権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないとするのが判例である。
- イ．肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、人格権に由来する権利の一内容を構成するとするのが判例である。
- ウ．前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接に関わる事項ではあるが、刑事裁判における量刑や選挙資格など法律関係に直接影響を及ぼす場合が少なくない以上、前科及び犯罪経歴のある者がこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するとまではいえないとするのが判例である。
- エ．憲法第13条により保障される幸福追求権の意味について、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体をいうと解する立場によれば、個人の自由な行為という意味での一般的行為の自由が侵害されても、憲法上問題となることはない。
- オ．個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有しており、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反し許されないとするのが判例である。

1. ア, イ
2. イ, オ
3. ウ, エ
4. ア, イ, オ
5. ウ, エ, オ

第2回	幸福追求権				国般：令2		正答率	73.0%
No. 14	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

憲法第13条に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 学籍番号及び氏名は、大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではなく、自己が欲しない他者にはみだりにこれらの個人情報を開示されないことへの期待は、尊重に値するものではあるものの、法的に保護されるとまではいえないから、学籍番号及び氏名はプライバシーに係る情報として法的保護の対象とはならない。
2. 人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有するところ、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があり、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、当該人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。
3. 聞きたくない音を聞かない自由は、人格的利益として現代社会において重要なものであり、憲法第13条により保障され、かつ、精神的自由権の一つとして憲法上優越的地位を有するものであるから、商業宣伝放送を行うという経済的自由権によって当該自由が制約されている場合は、厳格な基準によってその合憲性を判断しなければならない。
4. 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合であっても、このような意思決定をする権利は、患者自身の生命に危険をもたらすおそれがある以上、人格権の一内容として尊重されるということとはできない。
5. 人格権の内容を成す利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、さらには、環境汚染が法によってその抑止、軽減を図るべき害悪であることは、公害対策基本法等の実定法上も承認されていると解されることから、良い環境を享受し得る権利としての環境権は、憲法第13条によって保障されていると解すべきである。

第2回	幸福追求権					裁：平 19		正答率	43.5%
No. 15	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度		A	

憲法第13条に関する判例についての次の記述のうち最も適当なのはどれか。

1. プライバシー権について、最高裁判所は、かつては「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義していたが、情報化社会の進展により「自己の情報をコントロールする権利」と定義するにいたった。
2. 最高裁判所は、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの意思決定をする権利について、自己決定権に由来する権利として尊重すべきであるとしている。
3. 最高裁判所は、個人の前科歴は、人の名誉にかかわる事項ではあるが、公開の法廷において審理され、刑を言い渡されたものであり、公知の事実といえるので、前科歴をみだりに公開されないことについて法律上の保護は与えられないとしている。
4. 環境権について、最高裁判所は、健康で快適な生活を維持する条件として良い環境を享受し、これを支配する権利と定義した上、いくつかの公害訴訟において、憲法第13条、第25条を根拠に認めている。
5. 最高裁判所は、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有するとした上で、これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも警察官が、正当な理由もないのに個人の容ぼう等を撮影することは許されないとしている。

第2回	基本的人権の限界			税・財・労：平27		正答率	93.0%
No. 16	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

基本的人権の限界に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 公務員も憲法第28条にいう勤労者に当たり、原則として労働基本権の保障を受け、ただその担当する職務の内容に応じて、私企業における労働者とは異なる制限を受けるにすぎないから、その制限は合理性の認められる必要最小限度のものにとどめられなければならない、その制限違反に対して刑事罰を科すことは許されない。
2. 公務員の政治活動の自由の制限は、公務員の職務上の地位やその職務内容、行為の具体的態様を個別的に検討し、その行為によってもたらされる弊害を除去するための必要最小限度の制限が許されるにすぎず、その制限違反に対して刑事罰を科すことは許されない。
3. 未決勾留により拘禁されている者にも意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞、図書等の閲読の自由が憲法上認められるが、閲読を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがある場合には、当該閲読の自由を制限することができる。
4. 企業者が特定の思想、信条を有する者をそのことを理由として雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法としたり、直ちに民法上の不法行為とすることはできない。
5. 国公立大学においては、その設置目的を達成するために学則等を一方的に制定し、学生を規律する包括的権能が認められるが、私立大学においては、そのような包括的権能は認められず、同様の行為を行うことは、社会通念に照らして合理的と認められる範囲を超え許されない。

第2回	法の下の平等			区：平22		正答率	87.0%
No. 17	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

日本国憲法に規定する法の下の平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 憲法では各地方公共団体の条例制定権は、法律の範囲内で許されることを規定している以上、売春取締条例によって地域差が生じるような場合には、その条例の規定は、憲法に違反し無効であるとした。
2. 台湾住民である軍人軍属が戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法の適用から除外されたのは、台湾住民の請求権の処理は日本国との平和条約及び日華平和条約により、両国政府の外交交渉によって解決するとされたためであり、日本国籍をもつ軍人軍属との間に差別が生じていても、憲法に違反しないとした。
3. 旧所得税法の規定による事業所得等と給与所得との間の所得捕捉率の較差は、それが正義衡平の観念に著しく反し、かつ、それが長年にわたり恒常的に存在して租税法自体に基因していると認められるような場合であっても違憲にはならないとした。
4. 禁固以上の刑に処されたため地方公務員法の規定により失職した者に対して一般の退職手当を支給しない旨を定めた香川県職員退職手当条例の規定は、私企業労働者に比べて不当に差別しているとして、無効であるとした。
5. 地方公務員に採用された外国人から管理職選考の受験の機会を奪うことは、外国籍職員の管理職への昇任の機会を閉ざすものであり、憲法に違反する違法な措置であるとした。

第2回	法の下の平等			国般：平 22 改題		正答率	90.4%
No. 18	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

法の下の平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。
なお、以下で示す法律は、文中に特段の記述がない限り、判決当時のものとする。

- ア. 参議院議員の選挙に関して、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない。
- イ. 平成元年改正前の国民年金法の規定が、20歳以上の学生の保険料負担能力等を考慮し、20歳以上の学生を国民年金の強制加入被保険者としなかったことにより、20歳前に障害を負った者と20歳以後に障害を負った学生との間に障害基礎年金の受給に関する区別を生じさせていたことは、その立法目的に合理性は認められるものの、大学への進学率が著しく増加し、20歳以上の学生の数も大きく増加していた立法当時の状況にかんがみると、立法目的との関連において著しく不合理で立法府の裁量の限界を超えたものであり、憲法第14条第1項に違反する。
- ウ. 国籍法の規定が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後父から認知された子について、家族生活を通じた我が国との密接な結び付きをも考慮し、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り届出による日本国籍の取得を認めることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、その立法目的自体に合理的な根拠は認められるものの、立法目的との間における合理的関連性は我が国の内外における社会的環境の変化等によって失われており、今日においては、憲法第14条第1項に違反する。
- エ. 女性にのみ6箇月の再婚禁止期間を設けてその婚姻の自由を制約する民法の規定は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる血統の混乱に起因する紛争の発生を未然に防止するという立法目的自体に合理性は認められないから、憲法第14条第1項に違反する。
- オ. 非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とした民法の規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図るものとして合理性を有しており、また、事実婚の増加等により非嫡出子をめぐる諸事情や今日までの社会状況の変化を踏まえると、法律婚の尊重の合理性はいっそう高まっており、憲法第14条第1項に反しない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、エ

第2回	法の下の平等			税・労：平22改題			正答率	96.6%
No. 19	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度	A	

法の下の平等に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 尊属を卑属又はその配偶者が殺害することをもって刑の加重要件とする規定を設けることは、人格の平等を否定する不合理な差別に当たり、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
2. 給与所得の課税規定は、給与所得の計算に当たり必要経費の実額控除を認めず、また、給与所得者と事業所得者の間において、所得の捕捉率に較差を生じさせている以上、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
3. 年金と手当の併給禁止規定により、障害福祉年金受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関し差別が生じることは、児童扶養手当が母子福祉年金の補完として創設された立法経緯にかんがみれば不合理な差別であり、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
4. 憲法に定める法の下の平等とは、もっぱら国又は地方公共団体と国民の関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないから、民間企業が就業規則において専ら女子であることのみを理由として男子より定年年齢を低く定めることは、合理的な取扱いとして許される。
5. 民法が、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定めることは、現在においては、社会の動向、家族形態の多様化、国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢、条約の内容、法制審議会の指摘等にかんがみ、また、子の尊重の観点からみても、合理的な根拠は失われており、憲法第14条第1項に違反する。

第2回	法の下の平等				区：平 26		正答率	96.7%
No. 20	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

日本国憲法に規定する法の下の平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 児童扶養手当は、児童の養育者に対する養育に伴う支出についての保障である児童手当法所定の児童手当と同一の性格を有するものであり、受給者に対する所得保障である点において、障害福祉年金とは性格を異にするため、児童扶養手当と障害福祉年金の併給調整条項は憲法に違反して無効であるとした。
2. 旧所得税法が給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた目的は、給与所得者と事業所得者等との租税負担の均衡に配慮したものであるが、給与所得者と事業所得者等との区別の態様が正当ではなく、かつ、著しく不合理であることが明らかなため、憲法の規定に違反するとした。
3. 会社がその就業規則中に定年年齢を男子60歳、女子55歳と定めた場合において、少なくとも60歳前後までは男女とも通常の職務であれば職務遂行能力に欠けるところはなく、会社の企業経営上定年年齢において女子を差別する合理的理由がないときは、当該就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして無効であるとした。
4. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されるが、その結果生じた各条例相互間の差異が合理的なものと認せられて始めて合憲と判断すべきであり、売春取締に関する法制は、法律によって全国一律に、統一的に規律しなければ憲法に反するとした。
5. 信条による差別待遇を禁止する憲法の規定は、国または地方公共団体の統治行動に対する個人の基本的な自由と平等を保障するだけでなく、私人間の関係においても適用されるべきであり、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒むことは、当然に違法であるとした。

第2回	法の下での平等					財：平 28		正答率	95.0%
No. 21	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

憲法第14条第1項に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とすることは、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことになり許されないから、憲法第14条第1項に反し違憲である。
- イ. 尊属殺重罰規定は、尊属を卑属又はその配偶者が殺害することを一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より厳重に処罰し、もって特にこれを禁圧しようとするものであるが、普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人であることを理由に差別的取扱いを認めること自体が憲法第14条第1項に反し違憲である。
- ウ. 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、出生後に認知されたにとどまる子と嫡出子たる身分を取得した子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法第14条第1項に反し違憲である。
- エ. 租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様がその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法第14条第1項に反し違憲であるとはいえない。
- オ. 年金と児童扶養手当の併給禁止規定は、障害福祉年金（当時）の受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであり、憲法第14条第1項に反し違憲である。

1. ア, ウ
2. イ, オ
3. ア, ウ, エ
4. イ, ウ, エ
5. ア, イ, エ, オ

第2回	法の下での平等			国般：平 30		正答率	88.0%
No. 22	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第14条第1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることは、何ら同項の否定するところではない。
- イ. 日本国民である父の嫡出でない子について、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得したことを届出による日本国籍取得の要件とする国籍法の規定は、父母の婚姻及び嫡出子たる身分の取得を要件としている部分が憲法第14条第1項に違反し、無効である。しかし、そのことから日本国民である父の嫡出でない子が認知と届出のみによって日本国籍を取得し得るものと解することは、裁判所が法律に定めのない新たな国籍取得の要件を創設するという立法作用を行うことになるから、許されない。
- ウ. 男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める会社の就業規則の規定は、当該会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められない限り、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして、民法第90条の規定により無効である。
- エ. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定は、父母が婚姻関係になかったという、子が自ら選択する余地のない事柄を理由として不利益を及ぼすものであって、憲法第14条第1項に違反するものである。したがって、当該規定の合憲性を前提として既に行われた遺産の分割については、法律関係が確定的なものとなったものも含め、当該規定が同項に違反していたと判断される時点に遡って無効と解するべきである。
- オ. 企業は、自己の営業のために労働者を雇用するに当たり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、原則として自由に決定することができるが、労働者の採否決定に当たり、労働者の思想、信条を調査し、これに関連する事項について申告を求めた上で雇入れを拒否することは、思想、信条による差別待遇を禁止する憲法第14条第1項に違反する。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

第2回	法の下の平等					区：平30	正答率	93.0%
No. 23	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

日本国憲法に規定する法の下の平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 旧所得税法が必要経費の控除について事業所得者等と給与所得者との間に設けた区別は、所得の性質の違い等を理由としており、その立法目的は正当なものであるが、当該立法において採用された給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた区別の態様は著しく不合理であることが明らかのため、憲法に違反して無効であるとした。
2. 尊属の殺害は、通常の殺人に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けて然るべきであるため、法律上、刑の加重要件とする規定を設けることは、ただちに合理的な根拠を欠くものとすることはできないが、尊属殺の法定刑について死刑又は無期懲役刑のみに限っている点は、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法に違反して無効であるとした。
3. 法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないが、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別することは、立法府の裁量権を考慮すれば、相続が開始した平成13年7月当時において、憲法に違反しないとした。
4. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期され、憲法自ら容認するところであると解すべきであるが、その結果生じた各条例相互間の差異が合理的なものと認められて始めて合憲と判断すべきであり、売春取締に関する法制は、法律によって全国一律に統一的に規律しなければ、憲法に違反して無効であるとした。
5. 選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるが、最大較差1対4.99にも達した衆議院議員選挙当時の衆議院議員定数配分規定は、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、憲法に違反しないとした。

第2回	法の下平等					裁：平 30		正答率	86.0%
No. 24	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

法の下平等に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も妥当なものはどれか。

- ア．判例は、被害者が尊属であることを類型化して刑の加重要件とする規定を設ける差別的取扱いは、その加重の程度を問わず合理的な根拠を欠くものであり憲法第14条第1項に反するとした。
- イ．判例は、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、具体的に採用された区別の態様が目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性は否定されないとしている。
- ウ．判例は、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かをもって日本国籍取得の要件に区別を生じさせることについて、国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らすと合理的な理由のない差別に至っているとして、憲法第14条第1項に反するとした。

ア イ ウ

1. 正 正 正
2. 正 誤 正
3. 正 誤 誤
4. 誤 正 正
5. 誤 正 誤

第2回	法の下での平等			裁：平 29		正答率	82.0%
No. 25	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

法の下での平等に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア. 各選挙人の投票価値の平等は憲法の要求するところであり、投票価値の不平等が、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているときは、特段の正当化理由がない限り、憲法違反となる。
- イ. 嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法上の取扱い、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすものであり、憲法第14条第1項に違反する。
- ウ. 戸籍法第49条第2項第1号が、出生の届出に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載を求めていることは、嫡出でない子について嫡出子との間に事実上の差異をもたらすものであるから、不合理な差別的取扱いとして憲法第14条第1項に違反する。
- エ. 地方公共団体の議会の議員の定数配分については、選挙制度の仕組み、是正の技術的限界などからすれば、人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して、投票価値の平等の要求が一定の譲歩、後退を免れない。
- オ. 企業者は、自己の営業のために労働者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、原則としてこれを自由に決定することができるが、特定の思想、信条を有する者をそのことを理由に雇い入れることを拒んだ場合には、思想、信条による差別に当たり、直ちに違法となる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【参照条文】

戸籍法第49条

第1項 出生の届出は、十四日以内（国外で出生があったときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。

第2項 届書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
- 二 以下略

第2回	法の下での平等			裁：令元		正答率	91.4%
No. 26	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

法の下での平等に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．憲法第14条第1項は、合理的理由のない区別を禁止する趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる区別は許されるが、憲法第14条第1項後段に列挙された事由による区別は例外なく許されない。
- イ．判例は、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称することを定める民法第750条について、同条は、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねており、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないものの、氏の選択に関し、これまでは夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況にあることに鑑みると、社会に男女差別的価値観を助長し続けているものであり、実質的平等の観点から憲法第14条第1項に違反するものとした。
- ウ．判例は、衆議院議員の選挙における投票価値の格差の問題について、定数配分又は選挙区分割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否かを検討した上、そのような状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされず定数配分規定又は区割り規定が憲法の規定に違反するに至っているか否かを検討して判断を行っている。
- エ．判例は、男性の定年年齢を60歳、女性の定年年齢を55歳と定める就業規則は、当該会社の企業経営上の観点から、定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められないときは、性別のみによる不合理な差別に当たるとした。
- オ．憲法第14条第1項の「社会的身分」とは、自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位というように狭く解されており、高齢であることは「社会的身分」には当たらない。

1. ア、エ
2. イ、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

第2回	法の下での平等			国般：平 18 改題		正答率	77.3%
No. 27	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

法の下での平等に関するア～オの記述うち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．尊属を卑属又はその配偶者が殺害することは、通常の殺人の場合に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けてしかるべきであるとして、法律上、普通殺のほかには尊属殺という特別の罪を設け、その刑を加重することは、かかる差別的取扱いをもって直ちに合理的な根拠を欠くものと断ずることができ、憲法第14条第1項に違反する。
- イ．非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定について、従来は立法目的が合理的であること及び目的と手段の間に合理的関連性が認められるとして合憲とされていたが、現代においては、立法府の裁量権を考慮しても嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており、憲法第14条第1項に違反する。
- ウ．会社がその就業規則中に定年年齢を男性60歳、女性55歳と定めた場合において、会社における女性従業員の担当職種、男女従業員の勤続年数、高齢女性労働者の労働能力等諸般の事情を検討した上で、会社の企業経営上定年年齢において女性を差別しなければならない合理的理由が認められないときは、当該就業規則中女性の定年年齢を男性より低く定めた部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして憲法第14条第1項に違反する。
- エ．憲法第94条が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることではあるが、売春の取締りに関する条例については、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持を図る要請からその内容を全国的に一律にする必要があるため、地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、その規制内容に差別を生ずることは、憲法第14条第1項に違反する。
- オ．租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないというべきであり、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が当該目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. ウ、エ

第2回	法の下での平等			裁：平 25		正答率	73.7%
No. 28	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

平等権に関する次のア～オの記述のうち、判例の見解に合致するもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 男子の定年年齢よりも女子の定年年齢を5歳低く定める就業規則は、それが女子従業員各個人の能力等の評価を離れて、専ら女子であることのみを理由として差別するものであるときは、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして、民法第90条により無効である。
- イ. 企業者は経済活動の一環としてする契約締結の自由を有するが、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇入れを拒むことは、思想、信条に基づく差別的取扱いとして、原則的に民法上の不法行為となる。
- ウ. それぞれの地方公共団体が青少年に対する淫行につき各別に異なる内容の条例を制定して規制することは、地域による不平等を生み出すこととなるから、憲法第14条第1項に違反する。
- エ. 尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義であり、このような普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するから、尊属に対する傷害致死を通常傷害致死よりも重く処罰する規定を設けたとしても、かかる差別的取扱いをもつて、直ちに合理的根拠を欠くものと断ずることはできない。そして、尊属に対する傷害致死に関する法定刑を無期又は3年以上の懲役と定めたとしても、上記普遍的倫理の維持という立法目的達成のために必要な限度を逸脱しているとはいえないから、合理的根拠に基づく差別的取扱いであり、憲法第14条第1項に違反するものではない。
- オ. 外国人母が出産し日本人父の生後認知した非嫡出子につき、子の出生後に父母が婚姻した準正子であれば日本国籍を取得できるが、父母が婚姻していない非準正子は日本国籍を取得できない旨定めることは、かつては、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との間に一定の合理的関連性が認められたが、その後の我が国国内外における社会的環境の変化により今日においては合理的関連性が失われているから、父母の婚姻の有無により不合理な差別的取扱いをするものであって、憲法第14条第1項に反し許されない。

1. ア、エ
2. ア、イ、オ
3. ア、エ、オ
4. ウ、エ、オ
5. イ、ウ

第2回	法の下平等			国般：平 28		正答率	73.0%
No. 29	1: /	2: /	3: /	4: /	5: /	頻出度	B

憲法第14条に関する教授の質問に対して、学生A～Eのうち、妥当な発言をした学生のみを全て挙げているのはどれか。

教授：今日は、法の下平等を定めた憲法第14条の文言の解釈について学習しましょう。同条第1項は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定していますが、同項にいう「法の下に平等」とはどのような意味ですか。

学生A：同項にいう「法の下に平等」とは、法を執行し適用する行政権・司法権が国民を差別してはならないという法適用の平等のみを意味するのではなく、法そのものの内容も平等の原則に従って定立されるべきという法内容の平等をも意味すると解されています。

学生B：また、同項にいう「法の下に平等」とは、各人の性別、能力、年齢など種々の事実に・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うことを意味すると解されています。したがって、恣意的な差別は許されませんが、法上取扱いに差異が設けられる事項と事実に・実質的差異との関係が社会通念から見て合理的である限り、その取扱上の違いは平等原則違反とはなりません。

教授：では、同項にいう「信条」とはどのような意味ですか。

学生C：同項にいう「信条」が宗教上の信仰を意味することは明らかですが、それにとどまらず、広く思想上・政治上の主義、信念を含むかについては、ここにいう信条とは、根本的なものの考え方を意味し、単なる政治的意見や政党的所属関係を含まないとして、これを否定する見解が一般的です。

教授：同項にいう「社会的身分」の意味についてはどうですか。

学生D：社会的身分の意味については、見解が分かれており、「出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位」であるとする説や、「広く社会においてある程度継続的に占めている地位」であるとする説などがありますが、同項後段に列举された事項を限定的なものと解する立場からは、後者の意味と解するのが整合的です。

教授：同項後段に列举された事項を、限定的なものと解するか、例示的なものと解するかについて、判例の見解はどうなっていますか。

学生E：判例は、同項後段に列举された事項は例示的なものであるとし、法の下平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべき、としています。

1. A, B, D
2. A, B, E
3. C, D, E
4. A, B, D, E
5. B, C, D, E

正答番号一覧

問題 No.	正答番号	問題 No.	正答番号
No. 1	1	No. 16	4
No. 2	1	No. 17	2
No. 3	2	No. 18	1
No. 4	2	No. 19	5
No. 5	5	No. 20	3
No. 6	4	No. 21	3
No. 7	2	No. 22	2
No. 8	4	No. 23	2
No. 9	3	No. 24	4
No. 10	2	No. 25	1
No. 11	2	No. 26	4
No. 12	3	No. 27	4
No. 13	4	No. 28	3
No. 14	2	No. 29	2
No. 15	5		

※実際のV問題集には、正答番号と共に選択肢ごとの詳細な解説を掲載しております。